

令和5年度

豊田市包括外部監査結果報告書

(補助金等に関する事務の執行について)

(概要版)

令和6年1月

豊田市包括外部監査人

公認会計士・税理士 林 伸一

## 目 次

I 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の対象部署及び団体	1
5. 外部監査の対象期間	1
6. 外部監査の実施期間	1
7. 外部監査の方法	2
8. 補助者	2
9. 利害関係	3
10. 本報告書の記載内容に関する留意事項	3
II 監査対象の概要	4
1. 負担金、補助金、交付金について	4
2. 補助金の交付手続について	6
3. 補助金等適正化委員会について	10
III 監査の指摘及び意見（総論）	15
1. 監査の指摘及び意見の総括	15
2. 各補助金等の監査の指摘及び意見のまとめ	21
IV 監査の結果及び意見（各論）	27
1. 市長公室	27
2. 企画政策部	28
3. 総務部	30
4. 地域振興部	33

5. 生涯活躍部 .....	42
6. こども・若者部 .....	51
7. 福祉部 .....	52
8. 保健部 .....	63
9. 産業部 .....	65
10. 都市整備部 .....	75
11. 教育部 .....	76

## I 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

補助金等に関する事務の執行について

### 3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

豊田市（以下「市」という。）は、政策目的を実現するために、市民、団体及び企業に対して、負担金、補助及び交付金（以下「補助金等」という。）を交付している。最近では、新型コロナウイルス感染症の関連で国や市から多くの補助金等が交付された。

令和 4 年度決算において、補助金等の金額は 321 億 27 百万円であり、歳出総額の 16.1% を占めるなど多額の交付を行っている。

補助金等を交付することで、様々な社会問題や政策的な課題の解決に対して、より有効な成果を期待することができる一方で、補助金等は、一度交付されると継続的に特定の市民、団体等に支給されるおそれがあり、また、受給した補助金等は返済義務もなく受給者の一方的な利得になる可能性がある。

税収等を始めとする市の貴重な財源から多額に支出されている補助金等をより有効に使用するため、その補助金等の必要性や公平性、事務の執行が効果的かつ効率的になされているかを検討することは有益である。

また、過去の包括外部監査において、補助金等に関する意見が出されていることから、その後の対応状況を確認することも有意義である。

以上の理由から、補助金等に関する事務の執行について監査を行うことに意義があると判断し、特定の事件として選定した。

### 4. 外部監査の対象部署及び団体

市の全ての部署のうち補助金等の交付実績を有する部署

### 5. 外部監査の対象期間

令和 4 年度（必要に応じて過年度及び令和 5 年度も対象とした。）

### 6. 外部監査の実施期間

令和 5 年 6 月 28 日から令和 6 年 1 月 25 日まで

## 7. 外部監査の方法

### (1) 監査要点

補助金等の交付に関する事務の執行について、以下の監査要点により監査を実施した。

#### ア. 合规性

補助金等の交付が法令、条例、規則、交付要綱等に基づき、適切に実施されているか。

#### イ. 公益性

補助金等の交付に公益性があり、市の政策の目的に適合しているか。

#### ウ. 公平性、透明性

補助金等の交付に公平性があり、公知であるか。

#### エ. 有効性、経済性、効率性

補助金等の交付が、有効性、経済性及び効率性を踏まえて実施されているか。

### (2) 主な監査手続

主な監査手続は、以下のとおりである。

ア. 補助金等の交付額が概ね 100 万円以上の補助金等について、所管部署に補助金等に関するアンケートを実施した。

イ. 補助金等の交付額が概ね 1,000 万円以上及びアンケートの回答等から監査人が必要と判断した補助金等に関する書類の提出を依頼した。

ウ. 提出された書類の検討及び所管部署に対する質疑を実施した。

## 8. 補助者

公認会計士・税理士	小木曾保幸
公認会計士	児山法子
公認会計士・税理士	佐藤真吾
公認会計士・税理士	清水俊行
公認会計士・弁護士	西脇正訓
公認会計士・税理士	丸地弘泰

## 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 10. 本報告書の記載内容に関する留意事項

### ア. 端数処理

- ・金額は原則切捨て
- ・比率は小数点一桁未満四捨五入

### イ. 法人の呼称

法人の呼称は、以下の記載とする。

- ・株式会社→(株)
- ・有限会社→(有)
- ・公益財団法人、公益社団法人→(公財)、(公社)
- ・一般財団法人、一般社団法人→(一財)、(一社)
- ・社会福祉法人→(社福)
- ・特定非営利活動法人→(特非)
- ・独立行政法人→(独)

### ウ. 監査の「指摘」と「意見」の区分について、以下の取扱いとする。

「指摘」	「意見」
1. 法令等（法令、条例、規則、規程、要綱等）に抵触するもの。ただし、明らかに軽微なもの（単純ミス等他に影響しないもの）は除く。 2. 法令等の違反でなくても、不当であるもの、又はその行為が正当性を欠き、市に是正や改善を求めるもの。	1. 指摘には該当しないが、経済性、効率性及び有効性等の観点から、施策や事業の運営合理化等のために、市に改善や検討を要望するもの。

## II 監査対象の概要

### 1. 負担金、補助金、交付金について

#### (1) 法令上の定め

地方自治体が補助金等を支出することを許容する根拠規定として、地方自治法に次の定めがある。

地方自治法  
(寄附又は補助)  
第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

一方、負担金及び交付金については、それらを支出することを許容する明文の定めはないものの、監査委員による監査対象を定める条文中に、補助金と並んで記載されている。

地方自治法  
第 199 条  
⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。

なお、国が国以外の者に対して交付する「補助金等」については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下「補助金等適正化法」という。)において次のとおり定義されているものの、補助金や負担金の内容や区分について詳細に定義されているわけではない。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
(定義)  
第 2 条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。  
一 補助金  
二 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)  
三 利子補給金  
四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

#### (2) 市における条例等の定め

豊田市予算決算会計規則において、負担金、補助金及び交付金は、支出の命令に関し

て同様の取扱いを定めている。

豊田市予算決算会計規則

(収入の命令及び支出の命令を発する期限)

第 30 条 各年度収入の命令及び支出の命令は、遅くとも翌年度の 4 月 20 日までに発しなければならない。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

- (1) 地方交付税、負担金、補助金、地方債その他これらに類するものの収入の命令
- (2) 負担金、補助金、交付金その他これらに類するものの支出の命令
- (3) 第 41 条の規定による戻入の命令
- (4) 第 66 条の規定による戻出の命令

しかしながら、「豊田市補助金等交付規則」(以下「交付規則」という。)においては、補助金等を「市が、市以外の者に対して交付する補助金、助成金及び交付金(市長が別に定めるものを除く。)」と定義し、「豊田市補助金等適正化委員会規程」(以下「適正化委員会規程」という。)においては、調査及び審査の対象を「市が交付する補助金及び交付金」と定めており、負担金は、これら規定との関係で補助金や交付金と異なる扱いがされている。

なお、市の公式サイトで公表されている「オープンデータ 豊田市が交付する補助金等の実績一覧」でも、豊田市職員互助会負担金が記載されているのみで、他に負担金の名称が付されたものは記載されていない。

**(3) 市における負担金・補助金・交付金の分類**

市は、予算見積・予算執行節別ハンドブックにおいて、補助金等を次のとおり定義しており、歳出科目はいずれも 18 節に分類している。

負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等の定めにより、国等が行う特定事業の経費の一部を負担する義務的な支出</li> <li>・国、民間等が行う特定の事業から市もなんらかの利益効果を受けるとき、その事業の費用の一部を負担する任意的な支出</li> </ul>
補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の事業、研究等を育成、奨励することが、公益上必要性があると判断できる場合に、対価なしに支出するもの</li> </ul>
交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務委託の報償として受託団体等に交付するもの</li> </ul>

また、市は補助金等交付のガイドライン(以下「ガイドライン」という。)において、補助金等を次のように整理している。

負担金	法令又は契約に基づいて一定の金額を支出する負担金のほかに、各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が決められた費用を支出する
-----	---



	経費
補助金	特定の事業、研究等を育成、助長するため法令などの規定に基づき交付するもの又は特定の事業、研究等に対して地方公共団体が公益上必要と認めた場合に交付する経費
交付金	法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委任している場合において、当該事務処理の報償として支出する経費

その上で「ガイドライン」では、各費目の違いを、次のように説明している。

負担金と補助金の違いは、補助金は公益上必要があると認めた場合に対価なくして自発的に支出するものであり支出そのものに義務はないのに対して、負担金はある事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出する場合など、支出が義務となっているものです。

一方、補助金と交付金の違いは、補助金の場合、交付先の団体・個人等が本来の事務事業の実施主体であるのに対して、交付金の場合には地方公共団体が実施主体である点にあります。つまり、交付金の場合、本来、事務事業の実施主体は地方公共団体であり、何らかの事情で事務を委託している場合に支出するものです。ここで、事務事業を委託しているという点において、交付金は委託に類似しますが、委託が法令の規定又は私法上の契約により行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金はもっぱら報償として一方的に交付される点において異なります。(参考文献「七訂 地方公共団体 歳入歳出科目解説」月間「地方財務」編集局／ぎょうせい／2011年／315頁～324頁)

## 2. 補助金の交付手続について

補助金等については、「交付規則」第3条に定めるように、「補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金等交付の目的に従い、公正かつ効率的に使用することにより、市民の福祉に寄与し、市行政に貢献するよう努めなければならない」とされており、市は補助金等の交付にあつて、法令や規則に従い、公正かつ適正に使用されるように制度の整備や運用を行う必要がある。そのため、補助金等（負担金を除く。）の交付に当たっては、「交付規則」及び「交付規則」に定められていない事項については、「ガイドライン」や各補助金等の交付要綱に従って、実施されている。

## (1) 交付申請

(交付申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の事業計画書及び収支予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金等の交付の申請をしようとする者が法人又は団体であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 役員(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等(役員等を置かない場合は、その団体の構成員とする。)をいう。)の氏名、役職名、住所及び生年月日が記載された書類

補助金等の交付の申請は、「交付規則」第4条に従い実施される。

## (2) 交付決定

交付の決定は、「交付規則」第5条第1項及び同条第2項に従い実施される。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金等の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者等に通知しなければならない。

2 補助金等交付の決定をする場合は、市長は補助金等交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

「交付規則」第5条第3項においては、反社会的勢力に対する規制を定め、交付対象から除くことができることとしている。「ガイドライン」においても、各補助金の交付要綱に反社会的勢力に対する規制を盛り込むように指示している。

### ① 監査の結果及び意見

#### ア. 補助金等の交付条件について (意見)

「ガイドライン」では、補助金等の交付条件に市税の完納を含めるように指示しているが、「交付規則」では、交付条件に市税の完納が定められていない。補助金等は、市税などの市の財源を原資にしていることから、交付条件に市税の完納を含めることの徹底を図ることや、補助金等の交付に一定制限を加えることになることから、市長がその権限に属

する事務について制定する法規である「交付規則」にも補助金等の交付条件に市税の完納を定めることが望まれる。

### (3) 計画変更

補助事業の計画の変更は、「交付規則」第8条に従い実施される。

(計画の変更)

第8条 補助事業者等は、補助金等の交付決定通知を受けた後において補助事業等の計画変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、直ちに市長に補助事業等計画変更承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第5条第1項の規定による決定を変更することができる。

### (4) 実績報告

実績報告は、「交付規則」第10条に従い実施される。

(実績報告)

第10条 補助事業者等は、補助事業等が完了(廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。)したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書(様式第5号)に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

### (5) 額の確定及び交付

実績報告後の手続は、「交付規則」第11条に従い実施される。

(額の確定及び交付)

第11条 市長は、補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第6号)により補助事業者等に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 補助事業者等が補助金等の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金等の全部又は一部を概算払又は前金払をすることができる。

### (6) 交付決定の取消し又は補助金等の返還

交付決定の取消しやそれに伴う返還は、「交付規則」第14条に従い実施される。

(交付決定の取消し又は補助金等の返還)

第 14 条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この規則又は補助金等の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金等を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業等に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 第 5 条第 3 項各号のいずれかに該当したとき。
- (6) その他補助金等の運用を不相当と認めたとき。

## ① 監査の結果及び意見

### ア. 加算金や延滞金の定めについて (意見)

(加算金及び延滞金)

第 19 条 補助事業者等は、第 17 条第 1 項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

「交付規則」第 14 条に補助金等の取消しに伴う返還についての定めがあるが、「補助金等適正化法」第 19 条や他の地方公共団体の補助金等交付規則にあるような加算金及び延滞金に関する定めがない。加算金や延滞金は、補助金の不正受給等の牽制効果も期待できることから、補助金の交付がより適正かつ効率的に運用されるためにも、「交付規則」において加算金及び延滞金に関する定めを設けることが望まれる。

### 3. 補助金等適正化委員会について

市は、補助金等の適正かつ効率的な運用を確保するため、「適正化委員会規程」を定め、「豊田市補助金等適正化委員会」（以下「適正化委員会」という。）を設置している。

#### (1) 「適正化委員会」の設置目的

「適正化委員会」の設置目的は、「適正化委員会規程」において、次のとおり定められている。

豊田市補助金等適正化委員会規程

(設置)

第2条 市が交付する補助金及び交付金について、調査及び審議を行い、より適正かつ効率的な運用を確保するため、豊田市補助金等適正化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (2) 「適正化委員会」の組織

「適正化委員会」の組織は、「適正化委員会規程」において、次のとおり定められている。

豊田市補助金等適正化委員会規程

(組織)

第3条 委員会は、市長が任命する10人以内の委員をもって組織する。

2 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

3 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が委員の中から選任する。

4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

この「適正化委員会規程」によれば、委員の人数に上限が定められているものの、委員となる者の資格については特に制限がない。そのため、市職員以外の者を委員として任命することも可能であるが、実際には、(図表2-1)のとおり市職員のみが委員に選任されていた。

図表2-1 令和4年度の「適正化委員会」の構成員

役職	所属(職位)
会長	行政改革推進課(課長)
副会長	財政課(副課長)
委員	財政課 担当職員
委員	企画課 担当職員

(出所：行政改革推進課からの回答)

## ① 監査の結果及び意見

### ア. 「適正化委員会」の体制について（意見）

市は、多数の補助金等を効率的に調査及び審査する必要があることから、行政改革推進課職員及び各補助金等を所管する部局ごとに委員の職を担う職員（財政課及び企画課の職員）を定め、委員長及び副委員長に当該職員を加えたメンバーで「適正化委員会」を構成している。各部局の補助金等を調査及び審査する「適正化委員会」の員数は最大8名であり、「適正化委員会規程」の定める10名以内であることから、市は「適正化委員会規程」に適合する運用と解釈しているが、各部局を担当する職員は財政課8名及び企画課10名の職員から選出されており、その合計は10名を超えている。

各部局に「適正化委員会」を組織することが禁止されているか「適正化委員会規程」上明らかではないものの、市の補助金等について全般的・統一的な判断を行うための組織であれば、委員長、副委員長及び行政改革推進課の担当職員が全部局の案件に関与している運用面の状況から、その運用を担保する体制として、調査及び審査に関与する委員全員によって1つの委員会が組織されることが望ましい。市の現在の運用を前提とし、「適正化委員会」に関与する職員をもって1つの委員会を組織しようとした場合、その職員数が「適正化委員会規程」で定める10名を超えるのであれば、規程上の委員定数を増員することも検討すべきである。

### イ. 外部委員の選任について（意見）

市は、平成21年度の包括外部監査において、「適正化委員会」の前身である豊田市委託・給付事務効率化委員会の委員に一定数の外部委員（市職員ないし市OB職員以外の者）を選任すべきであるとの意見があったものの、「市民意識、国・県制度の動向を十分踏まえた上で審議が行われるよう、委員には現場（市民の声）に近い担当職員を選任しております。同時に審議においては「公平性」「中立性」が確保されるよう委員バランスの配慮を行っております。」との理由から、外部委員の選任は行われていない。

「適正化委員会」においては、担当課だけでなく第三者的視点から、補助金等について検討することに意義があり、その第三者的視点には、市職員の内部的な視点だけでなく、市民や学識経験者、職業的専門家等の外部的な視点を取り入れることで、より有意義な調査・検討が期待される。

したがって、「適正化委員会」の委員のうちの一定数については、外部委員（市職員ないし市OB職員以外の者）を選任することが望まれる。

### (3) 「適正化委員会」の審査・調査対象

「適正化委員会」が調査及び審査を行う対象は、補助金及び交付金である（なお、負担金は「適正化委員会」による調査及び審査の対象外である。）。

付議を要する補助金等の範囲については、「ガイドライン」において、次のように定め

られている。

なお、補助金等の見直し時期については、各補助金等の分類に応じて年数が設定されており、3年サンセット方式の適用がある補助金等は、3年ごとに見直しの対象となり「適正化委員会」の審査を受けることとなる。

種 別	内 容
付議を要する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助要綱の新設</li> <li>・補助要綱の改正（予算に関わるもの※）</li> <li>・補助要綱の失効期限到来前の廃止</li> <li>・見直し時期の到来（予算要求前の定期見直し）</li> </ul>
付議を要しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助要綱の改正（予算に関わらないもの※）</li> <li>・補助要綱の失効期限到来による廃止</li> <li>・100%国庫又は県費が財源の補助金で、国要綱又は県要綱の改正に伴う市交付要綱の改正</li> </ul>

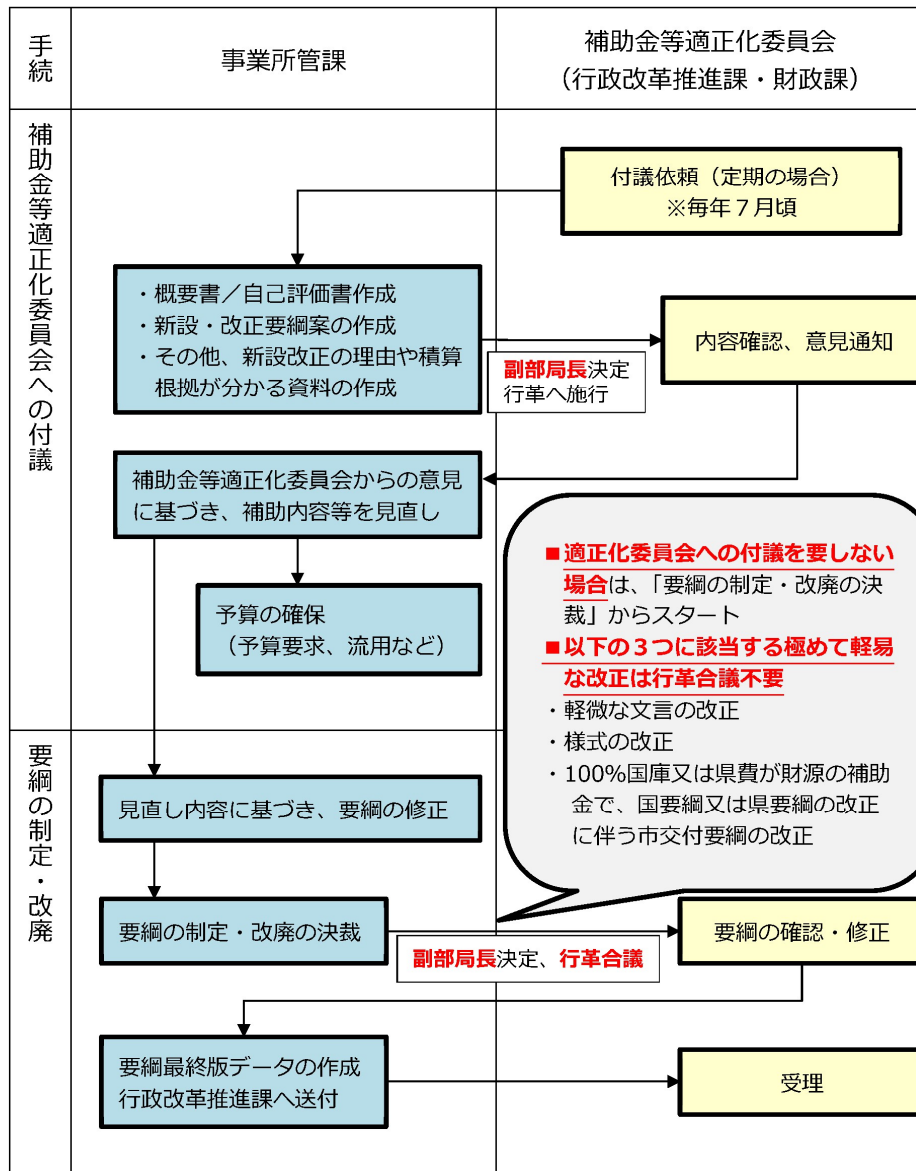
《※予算に関わる改正、関わらない改正》

改正の種別	改正内容
予算に関わる改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助の目的</li> <li>・補助対象者</li> <li>・補助率、補助額</li> <li>・補助上限額</li> <li>・補助対象事業</li> <li>・補助対象経費</li> <li>・補助期間（要綱の期限）</li> <li>・財源の変更（市費負担が増加する場合）</li> </ul>
予算に関わらない改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付手続</li> <li>・提出書類、添付書類</li> <li>・様式の記載内容</li> <li>・要綱上の細かい言葉遣い</li> </ul>

#### （４）「適正化委員会」の事務フロー

「ガイドライン」において定められている補助金等の新設、改正等をする場合の手続は、（図表２－２）のとおりである。

図表 2-2 「適正化委員会」の事務フロー



(出所：補助金等交付のガイドライン)

補助事業の所管課は、補助金の新設や見直しに際し、「ガイドライン」の定める様式に従って「概要書／自己評価書」を作成し、「適正化委員会」に提出することとなっている。

概要書／自己評価書には、事業概要として、補助の目的、必要性、補助対象者及び補助率を記載するとともに、設定された成果指標、終了指標等が記載される。また、次のような補助事業の大原則に合致しているか、補助事業の適正化の視点から内容が適切であるかについて所管課が自己点検を実施し、その結果を記載することとされている。



「適正化委員会」では、所管課が作成した概要書／自己評価書に基づいて審査を行っている。

#### (5) 「適正化委員会」による審査の状況

「適正化委員会」においては、所管課から付議された補助金等について、書類審査や必要に応じて所管課のヒアリングを行い、補助金等交付のガイドラインに適合する内容か否かの審査が実施される。

審査の結果は、「意見なし」、「意見あり」及び「未審議」の3種類とし、「意見あり」及び「未審議」の場合は、意見の内容又は理由を付して所管課に返される。

- ・「意見なし」…所管課案を適当とする。
- ・「意見あり」…制度設計に一部修正の必要性がある、又は制度自体を廃止すべきであるなど、所管課案に対して修正を求める。
- ・「未審議」…現時点では熟度が低いなどの理由で判断が出来ない。

令和4年度における審査結果の概要は、次のとおりである。

区分	担当課案	委員会からの補助金交付に対する意見	
		あり	なし
新規創設	14件 (うち取下げ2件)	10件	4件 (うち取下げ2件)
改正	15件	9件	6件
継続	37件	22件	15件
廃止	4件	—	4件
合計	70件	41件	29件

### Ⅲ 監査の指摘及び意見（総論）

#### 1. 監査の指摘及び意見の総括

##### （1）補助金等の見直しについて（意見）

「交付規則」第3条において「補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金等交付の目的に従い、公正かつ効率的に使用」することとされており、補助金等の金額は真に必要な金額以内に限定する必要がある。

補助金等が長期にわたって同額を交付している場合は、補助金の目的や現在の状況に照らして同額で良いのか、また低額の補助金については、その補助金の効果が十分に得られているのか、交付申請件数やその効果から交付金額は十分な金額なのか、又は終期が設定されていない場合は補助金が無くても効果が変わらないのか、継続的に見直しを実施していくことが求められる。なお、補助金及び交付金については、「ガイドライン」において、法令等に基づく補助及び会計間補助を除き、3年ないし9年で見直しをすることとしている。新型コロナウイルス感染症や物価高など、近年は短期間に状況が大きく変動していることから、補助金等の見直しの検討は3年や9年にかかわらず、継続的に実施することが望まれる。特に9年は長いことから、期間の短縮化を検討するべきである。

##### （2）負担金協定書の作成について（意見）

補助金及び交付金については、「交付規則」、「ガイドライン」及び個別の「補助金交付要綱」等で、その手続や内容について詳細に定められており、「適正化委員会」で定期的にチェックを受けている。さらに監査委員監査において、補助金は定期監査の対象とされているが、負担金は補助金や交付金と同様の対応はしていない。

負担金について、「ガイドライン」では「法令又は契約に基づいて一定の金額を支出する負担金のほかに、各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が決められた費用を支出する経費」と定義されている。負担金の支払先の多くは外部の団体となっていることから、多くの場合、市は実施主体との間で協定書を取り交わしている。しかし、協定書の内容については、詳細に定めている場合もあれば、2ページ程度以下で内容も詳細には定められていない場合や購入した資産の所有権が明確に定まっていない場合など、内容にばらつきがあった。

負担金も補助金と同様に市税などの財源が原資になっていることから、その使途もあらかじめ、協定書により厳格に定めておくことが求められる。そのため、必要な事項を具備した協定書になるように、例えば、協定書のひな形や必要項目をまとめたチェックリストのようなものを利用することが考えられる。

### (3) 補助金等で購入した資産について（意見）

国等の補助金等で購入した資産について、「補助金等適正化法」第 22 条において、処分の制限がかけられている。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(財産の処分の制限)

第 22 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

この制限は、購入資産を売却すると補助金の効果が無くなるだけでなく、補助金の受領者が売却により不当に利益を得るおそれがあることから、それを防止するためである。違反をした場合は、交付決定の取消しや補助金の返還が求められる。

一方、市の「交付規則」には、「補助金等適正化法」第 22 条に相当するような財産の処分の制限の規定はない。さらに、「ガイドライン」においても同様の記載はなく、各補助金の交付要綱においても、同様の記載が無いものも多い。

市税を始め市の貴重な財源を原資としている補助金は、公正かつ効率的な使用が求められることから不正な利益を得る可能性がある場合には、より厳格に対処することが求められる。そのため、「交付規則」にも財産処分の制限と違反した場合の対応を定めるとともに、各補助金の交付要綱にも財産処分制限の詳細を定め、さらに実際に不当に処分されていないか検査する基準を定め、実施することが求められる。

### (4) 負担金で購入した資産について（意見）

協定書等において、負担金で購入した資産における所有権の帰属や処分方法について明記されていない場合がある。負担金も市の貴重な財源で賄われたものであり、市も負担金事業の関係者であることから、毎年度の精算時や実行委員会の解散時など、負担金で購入した資産の処分等について、市は安易に権利を手放すのではなく、市の行政目的達成のために活用ができるように努めるべきである。そのため、協定書において、負担金により購入した資産の処分については、明確に定めることが望まれる。

### (5) 実績報告の確認方法について（意見）

「交付規則」第 11 条第 1 項は、実績報告の審査について定めている。

## 豊田市補助金等交付規則

### (額の確定及び交付)

第 11 条 市長は、補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第 6 号)により補助事業者等に通知した後に、当該額を交付するものとする。

実績報告は、交付する補助金が有効に使われるかどうかを確認するための重要な書類であり、補助金は公金を財源としているところから厳格に検査を行う必要がある。多くの補助金の審査は、書面確認が中心となっているが、真に適正か否かを判断するためには、根拠資料や現物などの照合など、現地確認が必要になる場合も多い。しかし、人的にも時間的にも現地確認を全ての補助金について行うことは困難なため、一定の基準を設け実施することも検討する必要があると考える。さらに書面確認においても、マニュアルや手続書はなく、俗人的な確認が実施されていることが多いことから、一定水準の確認を維持するためにも、マニュアルや手続書の作成が望まれる。

### (6) 書面の訂正方法について (意見)

補助金の申請書類は、審査の際、市側で訂正されることがあるが、交付金額やその前提になる数値が修正されることもある。ただ、その修正の際には、修正者や修正理由などの記録が残されていないことが多い。

交付金額の修正は、申請者に影響を与えると同時に、補助金は市の貴重な財源が原資になることから、あるべき適正な金額に修正するための重要な手続である。そのため、交付金額の修正の際には、より慎重な判断が要求される。修正の確認の際は、上席者の修正の確認の実効性を高めるとともに事後的な確認も可能とするため、修正者や修正理由を明記することが求められる。また、交付金額等の補助金に重要な変更を伴う修正の場合は、申請者にも大きな影響が及ぶことから、可能な限り申請者に連絡をするとともに、その記録を残すことが望まれる。

### (7) 成果指標の設定と活用について (意見)

「ガイドライン」において、補助金の創設時及び見直し時には、所管課による自己評価を求めている。自己評価の中には、成果指標による評価があり、「ガイドライン」12 ページには、成果指標の設定について次の記載がある。

## 補助金等交付のガイドライン

### (3) 指標の設定について

補助金等は明確な施策目的をもって運用するものであるため、その目的が達成できた時、又は達成できず手法の見直しが必要となった時には、補助金等を廃止、縮小、改正する必要があります。補助金の有効性を日々検証するとともに、適正化の機を逃さないよう、予め成果指標、終了指標、終了（見直し）年度を設定してください。

#### ① 成果指標

補助金等の交付により解決しようとしている政策的課題がどのように改善されているか、事業の進捗・効果を測る指標を設定してください。

なお、補助金の交付件数は実績（アウトプット）であり成果（アウトカム）ではありませんので、成果指標としないでください。補助金の交付によって何をどう変えたいのか、という視点で設定してください。

「ガイドライン」において、成果指標の設定を求められているものの、事前に行ったアンケートにおいて、成果指標の回答がない補助金が多かった。また、記載している指標も、成果指標（アウトカム）ではなく実績（アウトプット）を示すものも多かった。

補助金等は、「交付規則」において「補助金等交付の目的に従い、公正かつ効率的に使用」することが求められていることから、設定した目的・目標の達成を目指して実施していく必要があり、その補助金の必要性や成果・効果を評価するために、成果指標による補助金等の評価は有効である。「ガイドライン」が示すように、より適正な成果指標を設定するとともに、見直し時だけでなく、毎年度、成果指標により評価を行い、補助事業の見直しを含め、評価結果を次年度以降の補助事業に反映されたい。

### (8) 補助金等対象経費における消費税の取扱いについて（意見）

補助金は、補助対象経費に消費税分が含まれた金額で交付される場合が多いが、多くの補助金交付要綱においては、補助対象経費に係る消費税分の取扱いに関する項目がなく、補助金の交付時又は精算時にも消費税分を考慮していない事例があった。

補助対象経費に消費税が含まれる場合、消費税計算上、補助対象経費に係る消費税は仕入税額控除となり、その分の納付消費税額が減額されることになる。そのため、補助金の交付を受けるものは、補助金の交付額のほかに仕入税額控除分が利益となる。

補助金の交付金額は真に必要な額に限定されるべきものであることから、補助対象経費に含まれる消費税分が仕入税額控除の対象になる場合は、交付先に対して補助金額の減額又は返還を求める必要がある。また、このような消費税に伴う補助金交付額の計算や返還の対応を明確にするため、補助金等対象経費における仕入税額控除の発生の可能性のある補助金については、補助金交付要綱に明記することが望まれる。なお、交付金や負担金の場合も同様の場合があり得ることから、交付金額等の決定時や精算時にも同

様に考慮する必要がある。

#### (9) 概算払の必要性の検討について（意見）

補助金の交付は、「交付規則」第 11 条第 1 項の定めに従い、交付される。

原則的には、補助金は確定払としているが、同条第 2 項にて、交付目的を達成するために特に必要と認められる場合に、概算払又は前金払が認められている。

##### 豊田市補助金等交付規則

(額の確定及び交付)

第 11 条 市長は、補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第 6 号)により補助事業者等に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 補助事業者等が補助金等の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金等の全部又は一部を概算払又は前金払をすることができる。

事前アンケートの回答では、補助金のうち概算払の割合は約 17%であった。個別での検討においても、概算払をしているもののその大半が返還されているものや、交付額が少額で確定払でも対応できると見込まれる補助金もあった。

概算払で精算時に多額の返還があった場合、返還まで多額の資金が交付先に滞留していることになり、本来であれば別の予算への充当や資金運用の機会を喪失するだけでなく、返還・回収されないリスクも発生することになる。したがって、資金運用や回収リスクの観点からも、概算払又は前金払とする場合は真に必要な場合に限定し、必要性が高くない場合は、極力、確定払にすることが望まれる。また、概算払又は前金払の必要性を明確にする観点から、その理由を支出時の決裁文書等で明確にされたい。

#### (10) 「交付規則」の見直しについて（意見）

「交付規則」は、その第 1 条で定められているように「市が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定め、これに係る予算執行の適正化を図ること」を目的としている。「交付規則」は、市が補助金等を交付する上で遵守するものであることから、各補助金等の交付要綱は、「交付規則」に従い定められるものである。監査の結果、「交付規則」の見直しの検討が必要であると認められるものがあつた。

- ① 「カーボンニュートラル創エネ促進補助金」の交付要綱では、実績報告の期限を「交付規則」が定める 30 日を経過した日を超え、2 か月を経過した日としていた。実績報告書の添付書類を整える相応の準備期間を確保するべきとの配慮から設定したものであつた。しかし、交付要綱は補助金等の事務処理を進めていく上での基準

や指針であるところ、「交付規則」は、長の定める規則（地方自治法第 15 条第 1 項）であることから、交付要綱は「交付規則」の規定を前提に定める必要がある。昨今様々な補助制度が設けられ、交付申請や実績報告において、多くの資料の提出を必要とする場合がある。そのような状況を踏まえ、「交付規則」においても補助金等の交付手続の実態に即し、見直すことが望まれる。

- ② 多くの補助金等の交付要綱に、補助金等の交付条件に市税の完納が定められているが、「交付規則」にはこの定めがない。交付条件の徹底を図ることや交付対象者の制限を伴うことから、「交付規則」において定めることが望まれる。
- ③ 「補助金等適正化法」や他団体の「補助金等交付規則」にあるような加算金及び延滞金に関する定めがない。加算金及び延滞金は、補助金の不正受給等の牽制効果も期待できることから、補助金の交付がより適正かつ効率的に運用されるためにも、「交付規則」において加算金及び延滞金に関する定めを設けることが望まれる。

（資産の処分制限に関する定めは、「（3）補助金等で購入した資産について」を参照。）

## 2. 各補助金等の監査の指摘及び意見のまとめ

各補助金の監査の指摘及び意見の一覧は、次のとおりである。指摘が 15 項目、意見が 93 項目、合わせて 108 項目である。

部局名	補助金等の名称	指摘及び意見の項目		頁
市長公室				
経営戦略課 (生涯活躍 部市民活躍 支援課)	大学・高専発研究提案事業 負担金	意見	支出に関する証憑確認について	27
		意見	成果の測定について	27
	「WE LOVE とよた フェスタ」の開催負担金	意見	実行委員会からの支出の適切性 の検討について	28
企画政策部				
未来都市推 進課	「映画を活かしたまちづく り事業」ハローカーボンニ ュートラル事業負担金	意見	協定書への事業内容の記載につ いて	28
		意見	負担金による物品購入について	29
	里モビ LIFE プロジェクト推 進負担金	意見	負担金の対象範囲の明確化につ いて	30
総務部				
人事課	豊田市職員互助会負担金	意見	負担金（負担割合）の見直しに ついて	30
行政改革推 進課（予算 課：市長公 室 経営戦 略課）	中核市サミット 2022in 豊田 開催事業負担金	意見	負担金支給対象の適格性につい て	31
用地審査課	土地開発公社運営費補助金	意見	土地開発公社のあり方について	31
	豊田市土地開発公社土地取 得事務費負担金	意見	負担金の見直しについて	32
地域振興部				
交通安全防 犯課	防犯設備整備費補助金	意見	防犯カメラに関する設置方針に ついて	33
		意見	適切な成果指標の設定と評価に ついて	33
		意見	適切な終期の設定について	34
	校区交通安全推進事業補助 金	意見	協議会ごとに異なる活用方針に ついて	34
		意見	適切な成果指標の設定と評価に ついて	35
	後付け安全運転支援装置設 置費補助金	意見	補助金制度の有効性と適正化に ついて	35



部局名	補助金等の名称	指摘及び意見の項目		頁
小原支所	豊田小原和紙後継者育成事業負担金	意見	適切な成果指標による評価について	36
地域支援課、支所	わくわく事業補助金	意見	地域会議における事業評価基準について	36
		意見	特例承認に対する取組の相違について	36
		指摘	交付要綱に規定された備品台帳の整備について	37
地域支援課、支所	防犯灯設置費補助金	意見	設置費用の合理的な検討について	37
		意見	合理的な設置基準による検討について	38
		指摘	入手した見積書の記載内容について	38
		意見	適切な成果指標の評価及び終期の設定について	38
地域支援課、支所	地域集会施設整備事業補助金	意見	交付目的と申請内容の相違について	39
		意見	将来計画を踏まえた改修工事等の必要性について	39
	地域振興事務交付金	指摘	実績報告書の作成方法について	40
支所	地域観光協会補助金	意見	個別補助事業単位での予算化について	40
		意見	成果指標として豊田市観光実践計画の活用について	40
	地域バス運行負担金	意見	運行実績集計表の記載内容について	41
		意見	運行負担金に係る交付継続性の検討について	42
		指摘	運行負担金に含まれる消費税等相当額の取扱いについて	42
生涯活躍部				
市民活躍支援課	高齢者クラブ連合会補助金	意見	収支計算書の記載について	42
	高齢者活動事務交付金	意見	高齢者クラブ状況報告書の記載について	43
		意見	各高齢者クラブの活動実態及び収支の確認について	43
	高齢者能力活用推進費補助	意見	補助申請額及び実績額の確認に	43

部局名	補助金等の名称	指摘及び意見の項目		頁
	金		について	
文化振興課	文化振興財団運営費補助金	意見	人件費補助額の確認について	44
		意見	補助額の変更時の検討について	44
	文化事業負担金	意見	負担金の対象とする文化事業の検討について	44
		意見	成果指標の設定について	45
	クラシック音楽・能楽鑑賞会負担金	意見	市負担事業の検証分析について	45
ラリーまちづくり推進課	F I A世界ラリー選手権日本大会開催準備委員会関連事業負担金	指摘	開催準備委員会にて購入された固定資産の所有権について	46
	豊田市ラリーをいかしたまちづくり実行委員会関連事業負担金	意見	各地域の団体に対する負担金について	47
		意見	貯蔵品の購入について	47
スポーツ振興課	スポーツ協会運営費補助金	意見	人件費補助額の確認について	47
	第93回都市対抗野球大会応援事業負担金	意見	実績額の低迷について	48
文化財課	民俗文化財保存維持費補助金	意見	収支計算書の記載について	48
		意見	補助金の規模と申請について	48
文化財課足助分室	重要伝統的建造物群保存事業補助金	意見	利用件数の低下について	49
美術館	ゲルハルト・リヒター展開催負担金	意見	負担金対象事業の評価について	49
	機能と装飾展 負担金	意見	美術館共催の場合の監査について	50
		意見	負担金対象事業の評価について	50
市民活動センター	市民活動促進補助金	意見	市民活動の継続につなげる施策について	50
こども・若者部				
保育課	豊田市保育ママ事業負担金	意見	協定書の記載事項について	51
		意見	収支決算書の確認について	51
	柳川瀬子どもつどいの広場負担金	意見	収支決算書の確認について	51
		意見	継続的に支出している負担金の評価について	52
福祉部				
障がい福祉課	福祉車両運行事業費負担金	意見	安全運転の確認について	52
		意見	積算過程について	53
		意見	補助対象経費の算定について	53

部局名	補助金等の名称	指摘及び意見の項目		頁	
	障がい者グループホーム等 設置運営費補助金	意見	領収書に添付が必要な収入印紙 について	53	
		意見	補助金の交付を受けて建設等を行 った財産の処分について	54	
		指摘	消費税の仕入税額控除に係る確 認について	55	
	福祉事業団運営費補助金	意見	補助金交付団体が行っている事 業の収支状況について	56	
		意見	実績報告書に添付されている根 拠資料の確認について	57	
	ハンディキャブ運行費補助 金	意見	類似事業の補助金について	57	
		意見	安全運転の確認について	58	
	障がい者総合支援事業費補 助金	意見	消費税の仕入税額控除に係る確 認について	58	
	福祉総合相 談課	社会福祉協議会運営費補助 金	意見	交付要綱における収益事業の定 義について	58
地域包括ケ ア企画課	豊田地域医療センター運営 費負担金	意見	負担金の返戻について	59	
		意見	実績報告の資料について	60	
	公的病院運営費補助金	意見	補助金の必要性について	60	
		意見	補助対象の範囲について	61	
	公的病院医療機器整備費補 助金	意見	高額医療機器の実績報告につい て	61	
		意見	消費税の仕入税額控除に係る確 認について	61	
	へき地医療拠点病院医療機 器整備費補助金	意見	医療機器の実績報告について	62	
		意見	消費税の仕入税額控除に係る確 認について	62	
		意見	補助金交付目的の確認について	63	
		意見	補助金に係る廃棄資産の確認に ついて	63	
	保健部				
	感染症予防 課	新型コロナウイルス感染症 自宅療養者等への医療提供 事業補助金	意見	実績確認の品質確保について	63
保健衛生課	食品衛生費補助金	意見	実績報告書等の表記について	64	
		意見	補助金の必要性について	64	
産業部					
産業労働課	雇用対策協会補助金	意見	成果指標の設定について	65	
	デジタル化支援補助金	指摘	交付要綱における事業完了報告	66	

部局名	補助金等の名称	指摘及び意見の項目		頁
			の期限	
	テレワーク導入支援補助金	意見	補助金で購入した設備の処分制限等の定め	66
	カーボンニュートラル創エネ促進補助金	指摘	交付要綱における事業完了報告の期限	67
商業観光課	ギャザ管理組合施設部会管理費負担金	意見	「会計事務細則」の未整備	68
	中心市街地駐車無料サービスフリーパーキング負担金	意見	負担金額の検討について	69
	一般社団法人ツーリズムとよた補助金	意見	決定書の訂正方法について	69
農業振興課	転作団地化推進事業費補助金	指摘	補助金交付要綱の見直しについて	69
		意見	補助金交付の長期化及び少額補助金について	70
	鳥獣害防止総合対策費負担金	意見	予算未達による返還額について	70
	家畜導入奨励費補助金	意見	補助金交付対象の拡大について	71
	粗飼料価格高騰対策事業費補助金	指摘	補助金交付申請書の記載について	71
		意見	補助金交付要綱の記載について	72
森林課	森林環境教育活動事業補助金	意見	補助金内容の見直しについて	72
	間伐促進事業補助金	指摘	補助金の交付申請時期と交付決定時期について	73
	間伐促進事業補助金（水道水源林）	意見	補助金の交付申請時期と交付決定時期について	73
	間伐材搬出路網開設事業補助金	意見	補助金の交付申請時期と交付決定時期について	74
	新規就業者育成推進事業補助金	意見	補助対象者について	74
		意見	補助金の偏りについて	74
都市整備部				
交通政策課	燃料電池バス運行等負担金	指摘	燃料費の確認方法について	75
		指摘	運行等負担金に含まれる消費税等相当額の取扱いについて	75
	上郷地域バス事業負担金	指摘	事業負担金に含まれる消費税等相当額の取扱いについて	75
		意見	支払状況明細書の訂正について	76

部局名	補助金等の名称	指摘及び意見の項目		頁
教育部				
教育政策課	奨学生交付金	意見	奨学金の利用促進について	76
保健給食課	学校給食協会運営費補助金	指摘	補助金申請額・決算額の所管課による確認について	76
		意見	人件費補助金の申請根拠となる定員数について	77

## IV 監査の結果及び意見（各論）

### 1. 市長公室

#### (1) 大学・高専発研究提案事業負担金

##### ア. 支出に関する証憑確認について（意見）

水道水中の消毒副生成物低減対策調査に関する協定書において、工業高等専門学校は、会計期間の満了後、速やかに事業結果及び決算の報告を市及び事業管理者に対して行う旨が定められている。

市及び事業管理者は、当該協定書の定めに基づき、工業高等専門学校から令和5年3月31日付けにて事業報告書の提出を受け、令和4年度に実施された事業の報告を受けた。決算に関する報告は、当該事業報告書に添付された収支決算書に基づいて収入及び支出の報告を受けるとともに、一部について支出の裏付けとなる証憑の確認を行っていたものの、領収書の写し等の提出は受けていない。

協定書においては、市及び工業高等専門学校が負担すべき費用の項目が定められていることから、支出の事実や金額の正確性を確かめるとともに、支出の内容や費用区分の正確性を検討するため、領収書の写し等支出に関する証憑の提出を受けて、支出項目の確認を行うべきである。

##### イ. 成果の測定について（意見）

F I A世界ラリー選手権による市の山村地域の活性化に関する協定書において、大学は、会計期間の満了後、速やかに事業結果及び決算の報告を市に対して行う旨が定められている。

市は、当該協定書の定めに基づいて、大学から令和5年3月31日付けにて、令和4年度に実施された事業の報告を受けたものの、本事業の成果測定に資する資料の収集が十分であったとは言えない。

すなわち、大学からの事業報告書に「世界ラリーのPR及び山村地域振興結果のアンケート結果集計」との項目が含まれていたにもかかわらず、当該アンケート結果を入手していなかったほか、大学がSNSを用いた世界ラリーのPRを実施した際のインプレッションに関する情報、二次元バーコードを用いたクーポン券の利用実績やクーポン券発行に協力した店舗へのアンケート等、比較的手取り可能性が高いと思われる情報の収集を検討していなかった。

PR活動の成果を客観的に測定することは容易ではないところ、入手可能性が高いと思われるアンケート結果や数値等の情報を入手することは、本事業の成果測定に資するだけでなく、他のイベント等で同様のPR活動を検討する場合の参考にもなり得るものであるから、積極的に情報の入手を検討すべきであった。

## (2) 「WE LOVE とよたフェスタ」の開催負担金

### ア. 実行委員会からの支出の適切性の検討について（意見）

「WE LOVE とよたフェスタ」の実施主体であるWE LOVE とよたフェスタ実行委員会は、「とよたをもっと面白くしようとする市民及び市民団体等の活躍紹介や、団体同士のつながりの場を提供することで、市に関わる人々の交流の促進や、新たな取組の創出を図ることを目的」に、「WE LOVE とよたフェスタ」の開催等の事業を行う団体（WE LOVE とよたフェスタ実行委員会規約第2条）であり、この目的及び事業に賛同する機関、団体等の代表者又は有識者等によって構成されている。

市は、実行役員として担当者がWE LOVE とよたフェスタ実行委員会に参加しており、同実行委員会との間で、第6回「WE LOVE とよたフェスタ」開催に関する協定を締結し、事業に係る費用の一部を負担金として支出している。

市からの負担金（精算後 3,491,934 円）等で賄われた総支出 3,823,955 円のうち 906,500 円が、他の任意団体（とよたプロモ部）に対して、WEBサイト管理運営費、通信費、インカムレンタル費、事務局人件費及び諸経費との名目にて支払われているところ、当該支出の相手方を任意団体とするものの必要性及び相当性について検討すべきである。

支出の相手方が他の任意団体の場合、当該他の任意団体を構成する個人又は法人を直接支出の相手方とする余地を検討するとともに、特に、当該他の任意団体を構成する個人又は法人が、負担金の交付相手を構成する個人又は法人と重複する場合や密接な関連を有する場合には、当該支出の金額や内容の適正性や負担金で賄うべきでない費用等が諸経費の費目に含まれていないかを慎重に検討すべきである。

## 2. 企画政策部

### (1) 「映画を活かしたまちづくり事業」ハローカーボンニューtral事業負担金

#### ア. 協定書への事業内容の記載について（意見）

「映画を活かしたまちづくり事業」の開催に関する協定には、事業の内容として「乙 （映画を活かしたまちづくり実行委員会） は、実行委員会規約第1条の目的を達成するために、必要な事業を行う。」（協定第1条 下線部は包括外部監査人が追記）と定められている。

そして、実行委員会規約には、要旨、映画文化の醸成及び映画・シネマコンプレックスを活かした中心市街地の賑わいづくりを目的とする旨が定められており（第1条）、実行委員会の事業・活動として、次の事項が列記されている（第3条）。

- ① 中心市街地にあるシネマコンプレックス施設ならではの付加価値を提供できる企画・アイデア・事業等の立案・検討
- ② シネマコンプレックスの市民の認知度向上を図るためのイベント等の開催

- ③ 情報交換、研修会の開催
- ④ 映画・シネマコンプレックスを活用、連携したイベント事業や情報発信事業の実施
- ⑤ 映画文化の醸成に資する事業
- ⑥ 前各号に定めるもののほか目的達成のために必要な業務

協定を締結するに当たっては、実行委員会から市に対し、当該年度に実施する具体的な事業内容を記した事業計画と収支予算が提出されているものの、協定書の記載としては、上記の記載に止まり、具体的な事業内容や事業計画の記載又は引用がされていない。

事業内容の定めは、負担金支出の対象となる事業を特定するとともに、負担金の用途を制限する機能を有するのであるから、協定書の記載からそれに足りる事業内容の記載又は引用をすべきである。

また、事業内容の追加や変更による負担金の変更に際して、変更協議に関する申入書面には、変更に係る具体的な事業内容を記した事業計画書が添付されているものの、変更協定書自体には、原契約の負担金額を変更する旨の条項があるのみで、事業内容や事業計画の変更に関する具体的内容の記載又は引用がされていない。

変更協定書においても、合意された変更内容を明らかにするとともに、負担金支出の対象となる変更後の事業を特定するとともに、変更後の負担金の用途を制限する機能を有するのであるから、変更協定書にも協定書と同様に、事業内容の記載又は引用をすべきである。

## (2) 里モビLIFEプロジェクト推進負担金

### ア. 負担金による物品購入について（意見）

里モビLIFEプロジェクトの推進に関する協定書には、市の負担金によって賄う費用として、次の費用も対象となる旨が定められている（協定書第6条第2項）。

- ・地域住民への提供に向けた車両の導入費用
- ・地域需要に合わせるための車両の改造費用
- ・車両の使用に必要な附帯備品等の購入費用

市の節別ハンドブックでは、所有権の帰属が不明確になるため、事業負担金では、原則として備品を購入しないこととされているところ、(一社)里モビニティから提出された負担金の決算に関する資料によれば、負担金が次のような物品の購入に充てられた可能性がある。

しかしながら、協定書には、物品を購入した場合の所有権の帰属を定める条項がない。市は、(一社)里モビニティが物品を購入するに際し、事前に負担金で当該物品を購入することの可否や所有権の帰属について協議を行っていたものの、当該協議に関する記録は残されていない。

そのため、負担金により物品を購入する可能性があるのであれば、あらかじめ協定書



において、取得が予定されている物品、その所有権の帰属等について定めておくことが望まれる。また、協定書に定めのない事項について協議を行った場合、その経過、内容、結果等を記録として残しておくことが望まれる。

#### イ. 負担金の対象範囲の明確化について（意見）

（一社）里モビニティから提出された負担金の決算に関する報告書によれば、負担金の執行状況として、「支出の部」に消耗品費が計上されている一方、支出の原資として、「収入の部」には市の負担金 200 万円が収入と記載されているものの、その余の原資については「超過支出は一般社団法人里モビニティの自主財源で対応。」と記載されたのみである。

（一社）里モビニティは、里モビの利用者から利用料を徴収するとともに、利用者以外の者に対してFRP製ドアの販売をする等して一定の収入がある。消耗品費を始めとする支出は、利用者から徴収した利用料と市の負担金で賄われるべき支出であることから、（一社）里モビニティの自主事業（市の負担金が対象としない事業）に関する支出が混在しないようにすることが求められる。特に個別的な対応関係が截然と区分しにくい人件費や間接費に当たる支出について、その範囲や算定方法に関する基準を定めるとともに、少なくとも負担金の対象となる事業に関する収入が明らかにされた上で、市の負担金により賄われるべき費用の範囲を検討し、精算の必要性等を検討することが望まれる。

### 3. 総務部

#### （1）豊田市職員互助会負担金

##### ア. 負担金（負担割合）の見直しについて（意見）

豊田市職員互助会（以下「互助会」という。）は、豊田市職員互助会条例によって設置された職員の相互共済及び福利増進を図るための組織である。

令和5年4月1日時点で3,441名の会員を有し、次のような事業を行っている。

- ・ 給付事業 祝金、見舞金、弔慰金、退会一時金、休業手当金等の給付
- ・ 保健事業 精密検査等の補助及びインフルエンザ予防接種の補助
- ・ 厚生事業 職員交流事業、職員会館管理等

上記事業のうち、給付事業については、会員から徴収する会員掛金のみによって事業費が賄われており、それ以外の事業については、市の負担金を含む公費によって事業費が賄われている。

市が支出する負担金の額は、市が雇用主として実施すべき福利厚生等に関する費用で、当該年度において支出が見込まれるものを算定した上で、市と「互助会」との協議によって決定されており、単年度の支出見込みを基礎とした負担額の決定には相応の合理性が認められる。

その一方で、「互助会」においては、長年の活動により蓄積された内部留保的性格を有する相当額の積立金（一般会計 193,462,396 円、給付金会計 189,427,180 円、記念事業会計 27,517,589 円 令和5年3月31日時点）が形成されていることから、現に「互助会」がそれを活用した事業の実施に取り組んでいるところ、より一層、積立金の活用が図られ、「互助会」の健全な運営と発展に支障のない範囲において、市の負担金額の見直しを検討し、「互助会」と協議することが望ましい。

## **(2) 中核市サミット 2022in 豊田開催事業負担金**

### **ア. 負担金支給対象の適格性について（意見）**

市は、中核市市長会豊田市サミット開催事務局（以下「開催事務局」という。）との間で「中核市サミット 2022in 豊田開催事業に関する協定」を締結し、開催事務局に対し、中核市サミットの開催に係る費用の負担分を支出している。

中核市サミットは、中核市市長会から中核市サミットに係る会計事務その他の事務に関する権限の委託を受けた開催市又は開催市が設置する実行委員会等サミットを運営する団体がその事務を取り扱うものとされているところ、市は、規約を定めて開催事務局を設置し、同開催事務局をもってその事務に当たらせることとした。

開催事務局の概要は、次のとおりである。

- ・法人格はなく、任意団体である。
- ・開催事務局は、総務部行政改革推進課に置く。
- ・開催事務局の職員は、行政改革推進課の職員を充てることとされている。
- ・開催事務局の収入は、市からの負担金収入と中核市市長会からの負担金収入がほぼ全てである。

開催事務局は、規約を定めて権利能力なき社団としての外形を一応整えようとしているものの、その構成員たる地位は、市職員としての地位や役職と密接に関連しており、市から独立した団体としての実態が備わっていない。

中核市市長会事務局との間で開催準備のための協議が重ねられてきた経緯等があるとしても、あくまで委任者と受任者という関係に基づく協議であり、中核市市長会の職員等、他団体の職員を含めた別組織が形成されていたとは認めがたいことから、本事業に関する支出は負担金の形式によらず、市の事業（いわゆる直営）として支出すべきであった。

## **(3) 土地開発公社運営費補助金**

### **ア. 土地開発公社のあり方について（意見）**

豊田市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）については、その職員全員が市からの派遣職員であり、当該職員に対する給与は、「豊田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に基づいて市が負担するとともに、派遣職員の社会保険等事業主

負担金は、本件補助金によって賄われている。「土地開発公社」の業務は、市からの依頼に基づく公有用地や代行用地の取得が主であり、公社独自の収益がほとんど無いところ、人件費以外の経費負担についても、後述の土地取得事務費負担金に関する協定書に基づき市が負担しており、財政的な面でも市からの無利息の借入金に支えられている。

「土地開発公社」の一般的、制度的な役割として、土地高騰に備えた土地の先行取得であったり、民間の金融機関からの借入れによる機動的な土地取得などもあったりするものの、「土地開発公社」の現状では、「公有地の拡大の推進に関する法律」によって特に認められた土地の先行取得は実施しておらず、民間の金融機関からの資金調達も実施していないことから、主に機動的で柔軟な土地取得や土地開発が可能となる点や、「土地開発公社」から市への不動産譲渡時に一括して国に対する補助金や交付金等の申請手続ができる点等にメリットがあると市は考えている。

先行取得こそ実施していないものの、公有地や公共用地の取得に関して専門的な知識や経験を有する存在として「土地開発公社」を維持することのメリットもある一方、人材については市からの派遣職員に、経費については市からの補助金又は負担金に、財政的な面については市からの無利息の借入金にそれぞれ依拠しており、「土地開発公社」でなければ実施不可能な業務（法令等の制限により他で代替不能な業務）が行われていない現状で、「土地開発公社」に多額の現金預金をプールしておくことの必要性や妥当性について検討すべきである。長期的な視点から、「土地開発公社」で培われた用地取得に関するノウハウが市に還元されて市の業務に活かされること、別組織として独自に設備や備品を維持すること、そのための事務負担が生じることや補助金又は負担金を維持することの効率性、「土地開発公社」でなくとも機動的な用地取得や造成工事が実施できるような手続上の改善や工夫の可能性なども考慮した上で、「土地開発公社」のあり方を検討すべきである。

#### **（４）豊田市土地開発公社土地取得事務費負担金**

##### **ア．負担金の見直しについて（意見）**

土地取得事務費負担金に関する協定書では、「土地開発公社」が公共用地、公用地等の取得、管理、処分等の業務を執行するに当たり、必要な事務費の一部を市が負担すると定められており、その事務費の内容については、土地取得事務費負担金内容一覧に定められている。

また、負担金の支払については、協定書において、概算払とする旨と、余剰が生じた場合には精算を行い、市に返還する旨が定められている。

令和４年度の「土地開発公社」の決算書によれば、人件費を除く経費の総額が約 239 万円であったところ、このうち負担金の対象となった経費が約 153 万円であり、「土地開発公社」の実質的な経費負担額は約 86 万円であった。

「土地開発公社」は、市からの無利息の借入金として約 72 億円の債務を負担する一方、

借入金やこれまでの繰越利益を原資とする預金を約 37 億円（普通預金及び定期預金）有しており、受取利息として約 109 万円の営業外収益を計上している。当該受取利息の全部が市からの借入金を原資とする預金に対するものではないとしても、「土地開発公社」は、市に対する借入金の利息を負担していないところで、当該借入金も原資とする預金から一定の利益を受けているのであるから、受取利息も含めた「土地開発公社」の収益状況も踏まえて、市が負担金により負担すべき経費の割合を検討すべきである。

また、「土地開発公社」においては、十分な資金を有していることから、概算払によって負担金を支払うことの必要性を検討すべきである。

#### 4. 地域振興部

##### (1) 防犯設備整備費補助金

###### ア. 防犯カメラに関する設置方針について（意見）

市民等の権利利益の保護を図ることを主眼とする「豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」では、第 1 条において防犯カメラの設置及び運用に関する目的が明記されており、設置に係る補助金については「豊田市防犯設備整備費補助金交付要綱」第 3 条にて交付目的が明記され、要件を充足する必要がある。

防犯カメラの設置について、市は年度ごとに推進強化地区を指定し、設置を推進するなどの取組を行っているが、申請の多数は自治区において選定された場所への設置となっている。この点、市として補助金の有効活用の視点からの設置の必要性や設置場所の妥当性に関する具体的な規定が交付要綱にはなく、審査は補助金交付に関する書類が提出され、手続を具備しているかの確認に重点が置かれているとも感じられるものである。

実際に令和 4 年度においては、却下された申請は無いとのことであり、また、平成 25 年度から継続して当補助金制度は設けられているにもかかわらず、従来から存在する自治区の集会施設等に令和 4 年度に設置された案件もあった。この点についても、地域住民の意識の高まりから設置が可能となった場合も考えられるが、本来の目的は、自主防犯活動をサポートすべく、例えば高架下のような犯罪の発生が危惧される人目の届きにくい場所など、地元住民ならではの目線で設置場所の選定が行われることが期待されるところである。

そのため、補助金交付の公益性や効率性の観点から、市としての設置方針を整理し、浸透させるとともに、自治区の意向を考慮した設置が可能となるように実施することが望まれる。

###### イ. 適切な成果指標の設定と評価について（意見）

現状の成果指標による評価は刑法犯認知件数により実施されており、その発生件数は減少傾向にあることが確認された。しかし、豊田市のように面積が広く、都市部と山間部といった環境が大きく異なる地域を有している場合、市全体としての防犯カメラの設

置台数の増加が刑法犯認知件数の減少に繋がっているかの関連付けは難しいところである。特に、令和4年度において設置した自治区は比較的過疎地域が多いため、当該件数と重点発生地域とは関連しない部分が多いと思われる。

防犯カメラは「地域目」を補完するものであり、その活用は過疎地域においても有効であると考えられるが、当該成果指標のみでは継続的な評価は困難である。そのため、市全体での評価に合わせて地区別の状況も評価対象とすることで、各地域の特色を踏まえた補助金の見直しに繋げていくことが望まれる。

#### ウ. 適切な終期の設定について（意見）

当補助金は平成25年度から運用されているが、終期は設けられていない。そのため、今後も防犯カメラの台数は増え続けるのが現状である。設置台数が増えれば、より安全性の向上には繋がるが、その設置による効果は逡減することが見込まれる。

安全の確保は重要であるが、その原資は市の貴重な財源によるものであることから、費用対効果の視点も考慮が必要である。また、社会情勢の変化等により補助金の有効性も変化するため、状況に合わせた制度の見直しの継続的な実施や補助金制度の終期の設定は重要と考えられている。

適切な事業評価の下、その達成度合いに応じて補助金の継続の是非を検討するとともに、継続する場合においても、より効率性が高まるような補助金制度に見直すことが望まれる。

## （2）校区交通安全推進事業補助金

### ア. 協議会ごとに異なる活用方針について（意見）

当補助金は各校区の交通安全推進協議会を対象としており、市内には67の団体が設置されているが、令和元年度以降の交付件数は57件からほぼ横ばいで推移していることから交付先は概ね固定化され、例年10件前後の団体が当補助金を活用していないこととなる。

団体の活動はある程度定型化されているにもかかわらず、このように申請していない団体もあれば、毎年継続的に補助金限度額の20万円を得ている団体も多いというのも事実であることから、補助金の活用に差が生じていた。

必ずしも補助金の交付額だけで団体の活動の状況を判断できる訳ではないが、補助金の公益性の観点から、その活用を確認する必要性は生じるものである。このことについて所管課では、未活用団体への状況把握、制度内容や申請の流れ、活用例、Q&Aなどを網羅した活用の手引の作成、市ホームページへの資料一式の掲載など、制度活用への取組を実施しているとのことであった。また、市が重点的に取り組む施策を具体的に紹介し、活用例を提案して協力を求めるなど、継続的に活用している団体の活動の幅も広がるような取組も実施していると回答を得た。

今後もより地域の交通安全意識の向上及び交通事故の削減が図られるよう、未活用団体などに当補助金制度の活用を促していくことが望まれる。

#### イ. 適切な成果指標の設定と評価について（意見）

現状、成果指標として申請団体数を設定しているが、当該数値はあくまで交付実績数でありアウトカムである成果ではないため、補助金の有効性を評価するための指標としては適切とは言えないものである。

「ガイドライン」でも示されているように、補助金の交付により解決しようとしている政策的課題がどのように改善されているか、事業の進捗・効果を測ることのできる指標を成果指標として設定する必要がある。そのため、地域に根付いた交通安全活動を通じての意識の高揚や交通事故防止活動の成果指標としては、例えば交通事故件数等が想定される。なお、交通事故件数は一定の数になると減少することは困難になるが、交通事故件数の発生を極力抑える上でも、一定水準以下を維持することが目標となる。

### （3）後付け安全運転支援装置設置費補助金

#### ア. 補助金制度の有効性と適正化について（意見）

令和元年度より設けられた当補助金における令和4年度の実績について、交付件数は45件であり令和元年度の659件から614件減少（対令和元年比△93%）、交付額は2,441千円であり令和元年度の35,867千円から33,426千円減少（同△93%）と、いずれも大きく減少している。

原因としては、市内に居住する高齢者への需要が一巡したこと、また、当補助金が対象としている安全装置はペダル踏み間違い急発進等抑制装置であるのに対し、現状では当該装置が標準装備となっている車両が多くなってきたこと等が挙げられる。

このような状況の中、補助金制度が存続していることについて所管課に対しヒアリングをしたところ、交付件数の減少による需要の変化や社会情勢を捉えつつ、終了の検討は年度単位で実施してきたとのことである。また、高齢者による重大事故が依然として発生することや国県施策との連携や周辺市の実施状況等に鑑み、継続の判断を行ってきたとのことである。しかしながら、交付件数がさらに減少傾向であることから現要綱の終了年度である令和7年度末において、当補助金の継続について改めて検討予定であるとの回答を得ている。

補助金は市の貴重な財源を原資にしており、より有効で効果的に使用する必要がある。そのため、現在の政策、経済状況や市民のニーズから補助金を必要としている分野に手当することが重要である。必要性の乏しい補助金制度の存続は、予算の有効活用を阻害するだけでなく、所管課における申請手続や調査、管理といった事務負担も生じる。そのため、予算策定時においては、制度目的の達成度等を踏まえ、その有効性を検討するとともに、適正化の機会を逃さないよう留意すべきであり、当補助金については速やか

に廃止や見直しを含めた検討の実施が望まれる。

#### **(4) 豊田小原和紙後継者育成事業負担金**

##### **ア. 適切な成果指標による評価について（意見）**

当負担金は、平成 17 年度の制度当初から終期は設けられておらず、成果指標として工芸会員 20 名の維持が設定されているが、中期的な目標が設定されないまま、現在に至るまで支援が継続されている。

そもそも交付の目的は、豊田小原和紙に関する担い手の育成であり、主たる活用内容は育成者に係る賃金及び手当である。税金等の市の貴重な財源を原資としている以上、単に育成支援を継続するのではなく、より具体的な目標を設定し、成果指標等で事業評価を行った上で、目的達成に繋がるような方法の見直しを検討することが重要である。

そのため、効果的な負担金の活用のためにも、独立した職人の地元への定着率といった具体的な成果指標を設けることが必要と考える。

#### **(5) わくわく事業補助金**

##### **ア. 地域会議における事業評価基準について（意見）**

補助事業の評価は中学校区単位で設置された地域会議にて行われるが、採択の要否及び補助率・継続回数の特例適用の要否に関する判断基準が、地域会議により一部相違があることが発見された。具体的には、出席者数に対する承認者数の人数割合を基準に決定する地域会議もあれば、出席者による評価を点数化した上で平均点が一定以上とする地域会議があった。

資料の閲覧により、各地域会議では地域の特性を勘案し、公共性・公益性、実現性・妥当性及び発展性・将来性の観点から、事業評価のほか、補助率や継続についても評価していることを確認した。しかし、その判断基準が地域会議ごとで異なる場合には、同一の補助事業であっても地域により採択の可否が変わる可能性も否定できないことから、市としては事業内容に関して地域の特色を加味しつつも、採択の判断においては統一的な評価基準により公平に運用されることが望まれる。

##### **イ. 特例承認に対する取組の相違について（意見）**

当補助金は、個性豊かで活力ある、住みよい地域社会の構築を目的としていることから、「わくわく事業補助金交付要綱」では交付対象とする事業範囲が広く設定されており、規定されている基準のほかに、地域会議が必要と認めた場合には一部特例を認めている。例えば、一部の補助対象経費の補助率は、原則 10 分の 9 とされているが、これは補助率の適正化の観点から、支出の抑制を図るとともに補助金間の公平性を確保するためである。

それを踏まえ、地域会議における資料を閲覧すると、多くの交付対象者が 10 割補助を

申請し、概ね承認している地域会議もあれば、そもそも10割補助の申請がほとんど行われていない地域会議もあるなど、地域における運用の差が把握された。また、継続性についても、多くの地域会議では3回を超える交付に対して特例承認が行われていた。

現状の交付要綱では、補助期間の適正化を踏まえ、団体の経常的な活動に要する経費等を認めないこと（第5条2項）等が明記され、3回との交付制限を設けるなど、主に設立団体の立ち上げを支援する性格があると考えられる。その趣旨を汲み取り厳格に運用している地域もあれば、交付対象者による活動の拡充の目線から判断している地域もあることで、運用が異なっていると考えられる。実際に、地域会議の評議員のコメントとして、「一部経常的な活動と考えられる事業もある」との指摘も見受けられた。

各地区で判断することが地域に根付いた補助金の活用に繋がることは十分理解できるが、補助金の交付においては、補助率及び補助期間の適正化の観点から、「ガイドライン」に基づき、市として統一した判断基準を共有化し、運用することが望まれる。

#### ウ. 交付要綱に規定された備品台帳の整備について（指摘）

補助事業で取得した備品については、様式第13号に規定された様式に基づき、備品台帳の作成が求められている（同要綱第21条）。しかしながら、提出された備品台帳を閲覧したところ、一部の補助事業において耐用年数欄がないといったように必要項目の記載がない事例や、同類の資産でも事業によって異なる耐用年数が記載されている事例が発見された。

市は、補助対象者に対して、備品台帳が適正に作成されるように作成方法などを指導することが求められる。

### （6）防犯灯設置費補助金

#### ア. 設置費用の合理的な検討について（意見）

自治区が設置する防犯灯に対する補助金であり、自治区自らその必要性に応じて購入業者を選定し契約を締結しているが、相見積が行われていないため、契約金額の妥当性に関する検討が行われていない。

「豊田市防犯灯設置費補助金交付要綱」において相見積を必要とする定めは無く、単に防犯灯の設置に係る業者の見積書のみが要件となっているため、同要綱に反している訳ではないが、申請資料を閲覧すると、工事一式の総額で50万円を超える高額契約も一定数存在した。

参考として他の補助金交付要綱等について取り上げると、「豊田市防犯設備整備費補助金交付要綱」では、補助金上限額は80万円として2者以上の見積書の入手を原則としている（同要綱第8条第1項（1））。また、「委託契約事務の手引（工事関係委託を除く）」においては、随意契約の場合、委託については50万円を上限として2人以上からの見積書の提出を規定している（同手引第1、2（3））。



そのため、1灯当たりの補助金は2万5千円～3万5千円と少額ではあるが、複数購入の場合には多額になるため、相見積を実施する等、契約金額の妥当性を確保できるような補助金制度の見直しが必要である。

#### イ. 合理的な設置基準による検討について（意見）

防犯灯の設置については、「豊田市防犯灯設置費補助金交付要綱」に規定されており、補助金の交付はその内容が充足されていることが条件となっている。所管課では同要綱に準拠して審査を実施していることは確認できるが、基本的には補助事業者からの提出書類の形式的な審査にとどまっており、設置の必要性に関する十分なチェック体制は確立されているものではない。

例えば、市として防犯上の観点から、設置区域自体の必要性等について指導を網羅的に実施しているものではなく、申請に基づく交付であるため、自治区によりその取組に差が生じていることも推定される。また、防犯灯設置後に係る電気料等については、基本的に交付金により市が負担するものであるため、設置費用のみならず維持管理費も含めた継続的な負担が生じることから、計画性の観点からの検討も必要である。

そのため、防犯灯の設置に関する判断基準を明確にし、効果的な設置になるように指導することが望まれる。

#### ウ. 入手した見積書の記載内容について（指摘）

補助金の交付を受けようとする自治区は、防犯灯設置費補助金交付申請書とともに、契約内容や現地状況等を把握するため見積書等の添付が求められている。しかしながら、その見積書に関して、一般的に想定される防犯灯器具代や工事費、電力会社手数料といった内訳が明記されておらず、補助金限度額の単価にて防犯灯新設工事や取替工事等のように詳細な記載が省略されている事例が発見された。

このような場合には、支出の内容を把握することができないことで金額の妥当性を確認することができず、あたかも補助金限度額ありきで契約が締結されているのではないかとの疑念を抱くものである。

そのため、交付申請時には、単に同要綱で求められている書類の有無を確認するのみでなく、有効な補助金の利用及び促進のためにも、その契約内容について検討し、必要に応じた指導の実施が求められる。

#### エ. 適切な成果指標の評価及び終期の設定について（意見）

当補助金は平成13年度から制度が開始されているが、現状、成果指標による評価がなされておらず、また、補助金制度としての終期が設定されていない。

そもそも同要綱における交付目的は、「自治区に対し、防犯灯の整備に係る経費の一部を補助することにより、公衆用道路等における夜間の犯罪の防止を図ること」（同要

綱第3条)であるが、制度当初と現状を比較すると取り巻く環境は大きく変化している。そのため、補助金を活用した取組によって得られる効果を客観的に示すアウトカム数値にて成果指標を設定し、評価を行うことで、補助金に関する有効性や継続性といった観点からの適正化を適時に行うことが可能となる。また、現状においては、従来型防犯灯の設置という整備の段階から、省エネ型防犯灯器具等への更新に目的は移ってきているとも考えられる。

今後は、防犯灯LED化に関する更新割合を目標とするアウトプット指標の設定や、具体的に警察や地域住民等との連携を図り、市としての防犯灯未設置地区の洗い出し及び設置率の向上に重点を置いた対応が望まれる。

## (7) 地域集会施設整備事業補助金

### ア. 交付目的と申請内容の相違について (意見)

「豊田市自治区施設の整備に関する補助金交付要綱」には、補助金の交付対象となる事業が規定されている。これは、該当施設の整備等といったように、自治区において比較的高額で経済的負担を要する事業を想定していると考えられるが、実際に申請書等の関連資料を閲覧した結果、申請内容の多くはエアコン交換や照明器具の取替え、畳張替えといった比較的少額の修繕が多いことを認識した。

このような制度と実務との乖離は契約額の検討においても影響を及ぼしており、例えば同要綱において100万円未満の改修工事の場合、見積は1者で良いとされているのに対し、多くの補助事業では金額的にその対象に含まれないことから相見積を要しない取扱いとなり、結果として、金額が合理的かの判断がなされていない事例が多くなっている。

このように、同要綱において前提としている補助事業の規模と、実際の運用にギャップがあることから、同要綱上で対象事業の範囲を明確に規定することにより、補助金の必要性や公益性に配慮する必要がある。また、施設の整備と維持管理については対象事業を区分し運用することで、補助額の適正化が図られるものと考えられる。

### イ. 将来計画を踏まえた改修工事等の必要性について (意見)

当補助金の補助対象事業には、該当施設の新築等のほか、現状の施設を前提とした改修工事や耐震補強工事等も含まれるが、基本的には自治区が管理する施設のため、市として施設の関連情報を網羅的に把握できている訳ではなく、主に自治区において補助事業の実施の必要性について検討がなされている。

当該検討においては、人口の減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化等に関連して、将来に向けた集会施設等の継続的な所有の必要性についても議論されるべきであり、その方針に基づいた計画的な対応が求められる。また、改修工事等の財源を市からの補助金等に依存するケースが多いことから、市も補助金の効果がより高められるように努める

ことが必要である。

そのため、市として自治区に対してさらなる議論や情報共有を求めるとともに、現状の施設の維持を前提としたものではなく、施設集約を前提とした取壊し費用の補助対象化など、幅広い議論がなされた上で、補助金交付の必要性が検討されるべきである。

## **(8) 地域振興事務交付金**

### **ア. 実績報告書の作成方法について（指摘）**

交付対象者は、実績報告書として自治区の決算報告書を市に提出し、市はその内容を審査し、適切性を判断している。関連資料を閲覧した結果、一部の決算報告書において、当交付金に関する収入計上額が交付金総額ではなく、区長会及び共済会の会費が控除された純額で表示されていることを発見した。

自治区における会計処理方法については、収入の部に関する表示方法の具体的な指示はされていないが、一般的に現状の会計処理では、控除されている会費が支出として計上されない点、収支規模を把握することができない点及び受領している各種補助金等の比較の点からも総額での表示が望ましいと考える。また、ほとんどの自治区では総額主義により表示されていることから、他団体との比較可能性の観点からも、表示方法の統一が必要である。

## **(9) 地域観光協会補助金**

### **ア. 個別補助事業単位での予算化について（意見）**

当補助金の交付申請時において補助対象事業予算内訳書を添付しているが、一部の観光協会では記載の仕方が異なっていることを認識した。具体的には、通常、同内訳書における事業名の欄には、目的別分類による個別補助事業単位での予算が記載されるのに対して、一部の観光協会では個別補助事業での区分はされておらず、補助対象事業全体における印刷製本費のような形態別分類での記載となっていた。

そのため、個別補助事業単位での予算実績比較もできず、例えば、補助対象事業に計画変更が生じた場合に作成が必要となる計画変更承認申請書についても、補助対象事業単位での判断ができないため、対応の必要性が不明瞭となってしまうおそれがある。

「豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱」においては、基本的に補助対象事業単位での判断が必要となるとともに、市全体としての運用の統一化の観点から、補助金関連資料の作成について観光協会に対して適切な指導を実施するとともに、市全体として運用面での共通化を図り、対応に相違が生じないよう取り組むことが望まれる。

### **イ. 成果指標として豊田市観光実践計画の活用について（意見）**

監査の実施に当たり事前に実施したアンケートでは、いずれの所管課においても補助金の成果指標は無いとの回答を得た。この点については、同要綱に基づき行われる実績

報告の際に観光協会から提出される事業実績等をもってその活動を審査していることで、補助金の有効活用の確認を代替しているとも想定されるが、一部では単なる活動の報告となっている場合もあり、補助金の有効性の観点からは判断しづらいところである。

また、補助金としては、終期が設定されずに平成17年度から現在に至るまで継続的に交付されており、一部では補助額に大きな増減がみられないことから、定額補助金の長期化に類するものと疑念を抱く可能性もある。

当補助金は、観光まちづくりを推進し、振興を図る観点から、観光協会に対して継続的な支援を行うものであり、数値化して評価することが困難であることは理解できるが、「ガイドライン」に基づき、市として補助金の有効活用を議論し、翌年度の予算に反映することも重要である。

そのための一案として、「豊田市観光実践計画」の活用が考えられる。同計画は、総合計画における観光分野の実践計画としての位置づけであり、持続可能な観光活動の展開を目的としているものである。観光協会に対する補助金に係る成果指標として、当該計画における評価指標や観光振興に向けた課題等との連携を図ることで、効果的な補助金の活用について評価できる手段の一つと考える。

## (10) 地域バス運行負担金

### ア. 運行実績集計表の記載内容について（意見）

地域バスの運行に関する年度協定書に基づき提出される実績報告には、日にちごとの利用人数や運賃収入が記載されている。しかし、利用人数には現金での支払のほか、回数券や定期券利用人数も含まれるが、その内訳がないことから、当該様式では現金支払による運賃収入と利用人数との整合性を確認することができないものである。

そもそも事業者を支払われる運行負担金は、運行経費から運行収入を差し引いて算出されることから、運行事業者において運行収入を過小に計上する誘因を否定できない。現状、所管課では、運行実績報告書の内容に疑念が生じた場合には運行事業者保管の帳票等を確認しているとのことであるが、定型的な確認方法ではない以上、市担当者によりその対応に差が生じるものであり、提出資料上の確認手続のみではその正確性を検証できない。

なお、下山支所では基本協定書に基づき、月次で乗客区分別乗車人数と金額別回数券の使用額などが記載されている「しもやまバス乗車人数・収入記録」の提出を受けており、運行収入との整合性を確認している事例もある。

運行実績集計表は年度協定書に様式が規定されたものであるが、支所ごとに実績報告の内容が異なっている。市として様式を見直すことで、運行実績報告書上での数値の妥当性を確認できるようになるとともに、運行事業者に対する牽制機能も働くことから、様式の改善を検討されることが望まれる。

#### イ. 運行負担金に係る交付継続性の検討について（意見）

プロポーザルによる運行事業者の選定により運行負担金が減少した事例もあるが、多くの地域では利用者数の減少や燃料費単価の上昇等の影響により、運行負担金は増加傾向にある。

各地域では、運営協議会の設置や利用者に対するアンケートの実施等により利便性の向上や利用者数の増加に関する取組が検討され、実施されているが、現状を打開する有効な手段に繋がっていない。また、運行事業者においても人材不足等の観点から収益性に乏しい業務の維持に関して、継続的な協力を得られるとは限らず、さらには、現行の地域バス全てについて、今後も引き続き増加が見込まれる負担金を市として継続的に交付することができるかも不透明な点である。

そのため、各地域での問題にとどまらず、市として利用者数の増加や収益率の改善等に取り組まれているが、地域ごとに異なる様々な要因により根本的な解決には繋がっていないのが現状である。各地域における高齢化や人口密度、自然条件等の特性を踏まえた、身の丈に合った地域公共交通網の形成が早急に求められていることから、運行形態やその存続も含め、これまでより踏み込んだ今後のあり方を示す必要がある。

#### ウ. 運行負担金に含まれる消費税等相当額の取扱いについて（指摘）

運行負担金は消費税込みで算出されているのに対し、運行事業者が消費税等の計算において仕入税額控除が生じている場合には、交付額が過大となっている可能性がある。

協定書等にはこれらの内容を確認する旨の具体的な記載は無く、実務において運行事業者に対して確認を実施していないのが現状であるのに対して、例えば「豊田市障がい者総合支援事業費補助金交付要綱」においては、消費税等への対応を規定している。

そのため、当負担金に関しても運行事業者に対して仕入税額控除が生じているかの確認が必要であるとともに、協定書等においてもその取扱いを明確にする上でも、当該事実の確認や、仕入税額控除が生じた場合の取扱いについて規定することが必要である。

### 5. 生涯活躍部

#### (1) 高齢者クラブ連合会補助金

##### ア. 収支計算書の記載について（意見）

補助対象団体の提出した収支計算書をサンプルで確認したところ、取消線で支出金額を修正して提出されているものが見受けられた。修正は、書類提出時に必要となった場合は申請者により行われ、書類審査時において訂正が必要になった場合は申請者に確認の上、職員により行われるとのことであったが、その経緯を示す書面は添付されておらず、いずれの修正によるものか客観的に判別できない。職員が修正を行う場合は、職員が修正したこととその理由と修正者がわかるように証跡を残すべきである。また、当該金額の変更は補助金支給額にも直接影響するものであり、このような重要な変更の場合

は、申請者の同意を得た旨の記録を残すことが望ましい。

## **(2) 高齢者活動事務交付金**

### **ア. 高齢者クラブ状況報告書の記載について（意見）**

補助対象団体の提出した高齢者クラブ状況報告書をサンプルで確認したところ、取消線で人数が修正されて提出されているものが発見された。補助対象団体が誤記したものを所管課の指導等により修正したものと推測されるが、理由や経緯も記載されていなかった。人数は交付金算定の基礎となる重要な情報であるため、職員が修正を行う場合は、職員が修正したことがわかるように証跡を残すべきである。また、金額の変更など重要な変更の場合は、申請者の同意を得た旨の記録を残すことが望まれる。

### **イ. 各高齢者クラブの活動実態及び収支の確認について（意見）**

交付時の必要書類受領時や実績報告受領時には、所管課において、チェックリストにより提出書類の確認が行われた上で保管されており、一定の確認（検査）が行われている状況であった。ただし、所管課の確認は提出された書類の不備や不整合の有無の確認が中心である。当該交付金は、各高齢者クラブの活動規模や頻度に応じて一定額を補助する性質のものであるため、書面の確認にとどまらず、会員の实在性、反社会的勢力の関与の有無や活動実態等を確認していくことも必要と考えられる。しかし、小規模かつ多数（令和4年度において対象は185団体）の高齢者クラブの活動実態を所管課が直接確認することは現実的ではなく、市は、各高齢者クラブの上位団体である豊田市高齢者クラブ連合会、地区高齢者クラブ連合会等の理事会や支部会議を通じた概況確認を行っているとのことである。したがって、これら上位団体による現況の指導体制や実態確認体制をより具体的に把握の上、市が各高齢者クラブの活動実態を把握するために必要十分な手続となるよう、確認報告体制の強化を行っていくことが望まれる。

## **(3) 高齢者能力活用推進費補助金**

### **ア. 補助申請額及び実績額の確認について（意見）**

市補助額の基礎となる、補助対象実績額の約60%を人件費が占めている（当該積算額の一定割合から、国庫補助等を除いた額が補助額として算出される。）。しかし、人件費収支計画については、紙媒体で受領した積算過程の計算チェックは行っているものの、補助金対象となる人員の在籍実態や等級表等との整合性を確認するチェック項目は設けていない。また、実績については人数の確認にとどまっており、特段、給与台帳や集計表は入手していないとのことであった。対象団体の組織内部の統制状況、例えば残業承認、勤務時間の確定、給与集計過程の把握等により、補助金の支給対象たる給与が適切に集計され支給されていることについても、確認していくことが望まれる。

なお、交付対象である（公社）豊田市シルバー人材センターについては、理事1名、

監事1名が市職員の兼任であり、所管課と情報共有の下、組織内部の統制状況を把握していくことにより、有効かつ効率的なモニタリングが期待できる。

#### (4) 文化振興財団運営費補助金

##### ア. 人件費補助額の確認について（意見）

補助対象は人件費である。所管課では、補助金の申請時は、集計シートの積算過程の確認のほか、人数が人員計画に基づいているか、給与水準の変更について人事院勧告が反映されているか等を大局的に確認している。実績については、主に積算過程の計算チェックを行っている。一方で、勤務実態（残業時間数等）の妥当性や、在籍実態や等級表等との整合性を確認するようなチェックは特段行っていない。積算の前提としての、組織内部の統制状況、例えば残業承認、勤務時間の確認状況及び給与集計過程の把握を踏まえ、補助金の支給対象たる給与が適切に集計され支給されていること等についても、確認していくことが望まれる。併せて、計画時や実績報告時には、表計算シート上で整合性のチェック結果を表示する、チェックリスト等によりチェックポイントを明らかにするなどして、確認項目を明らかにしていくことが望ましい。

##### イ. 補助額の変更時の検討について（意見）

令和4年度の補助金額について、令和5年3月31日に補助金等変更の決定通知が発出されていたが、変更理由に「①令和4年度人件費等の総支給額に余剰が見込まれ、精算する必要があるため②収益事業に係る職員の補助率及び支給額確定に伴い、精算の必要があるため」と記載されており、変更金額の内訳が添付されているものの、どのような理由により変更となったかが資料上のみでは把握できない状況であった。決定の判断に重要な情報である具体的な変更の理由について、証跡を残すべきであった。

特に、退職手当については、計画上令和5年度で措置する予定であったものを令和4年度に前払して措置しているため、真に必要な金額に限定して交付すべき補助金の性質を踏まえると、その理由を記録しておくべきであった。

#### (5) 文化事業負担金

##### ア. 負担金の対象とする文化事業の検討について（意見）

対象となる文化事業9事業のうち5事業は、伝統文化を中心とした既存のイベントを対象とした負担金といえる一方、残りの事業は、多数の市民がアートに触れる、表現者に活躍の場を提供するなど主にアートの裾野を広げる事業に対する負担金となっており、目的や性質が異なっている。

前者のイベントを対象とした事業については、事業実績報告書を基に事業内容の見直しに伴う負担金の額や負担事業の見直しも一部行われているとのことであった。ただし、基本的には前年度実施されたイベントを踏襲しており、対象とするイベントについて、

ポリシーに基づいた選定をしているということではなかった。第2次豊田市文化芸術振興計画【改訂版】で対象としている「文化芸術」は広範囲であり、「枠にとらわれることなく新たな分野についても注視していきます」としている。市民ニーズや文化的価値を踏まえて、支援対象とする事業のポリシーを設定し、横並びで対象事業の見直しを行っていくことが望まれる。

#### イ. 成果指標の設定について（意見）

負担金事業の一つである「とよたデカスプロジェクト」は、実績報告書に参加者数を記載しており、成果の目安としている。しかし、とよたデカスプロジェクトは地域住民や関係者との連携や人材発掘等の複数の目的を有しており、参加人数のみでは成果の指標として十分ではない。採択されたプロジェクトが成果を上げているかどうかや、ホームページの閲覧数、SNSのフォロワー数等、取組自体の認知度や浸透度を測定し得る、より目的と適合した指標も併わせて設定していくことが望まれる。

### (6) クラシック音楽・能楽鑑賞会負担金

#### ア. 市負担事業の検証分析について（意見）

令和元年度包括外部監査のテーマ「出資団体について」において、（公財）豊田市文化振興財団に対する意見として、以下のとおり記載されている。

市から多額の負担金が支出されている以上、財団においては、各事業の事業計画書に参加目標人数などを記載して評価指標の設定を行うべきである。また、事業結果については、たとえば、参加目標人数との対比、参加者のアンケート結果の記載等を行うなど、事業目的に照らした事業後の分析、検証を十分に行い報告書に明記すべきである。

また、これに対する市の措置等の状況として、以下のとおり記載している。

監査結果に基づき、各負担金事業の参加目標人数を事業計画書等に明記させ、及び実績報告の事業毎の分析及び評価に係る様式等を見直す旨の方針を決定した。また、措置の実施は、次のとおり進めていくこととした。

- ・令和2年3月 令和2年度事業計画に参加目標人数を明記
- ・令和2年9月 実績報告の分析及び評価に係る様式等の見直し
- ・令和3年3月 新たな様式等による令和2年度実績の報告

令和4年度の事業計画や実績報告を確認したところ、（公財）豊田市文化振興財団からの報告資料の様式は開催事業ごとの目標枚数と実績の比較、実施状況の説明などが加えられており、措置状況の説明に従った状況であることが確認できた。



当該実績報告は、学識経験者、市民及び市役所職員で構成される、「豊田市コンサートホール・能楽堂企画運営委員会」に提出される。ただし、当該委員会は評価を目的とするものではなく、主に企画内容や運営に関する意見を出すものである。

また、現在、「第2次豊田市文化芸術振興計画」の実施期間であり、その計画の進捗が管理され、豊田市文化芸術振興委員会にて意見を聴取している。当負担金と関連する計画に対する成果指標は定量的なものとして観覧者数、定性的なものとして参加者の声とされている。このように負担金事業に関連する評価は間接的には、文化芸術振興計画の進捗という形で実施されている。

ただし、文化芸術基本法の平成29年改正では、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など文化芸術に関連する分野の施策についても法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を活用することの重要性を明らかにしている。市は、例えば能楽鑑賞において小中学生への普及啓発事業などを取り入れるなど、複数の取組を設定して対応していると考えられる。しかし、文化芸術に対する総合的な評価の精度を高めるためには、事業に応じた多角的な指標を設定し評価していくことが望ましい。例えば、年代別の観覧者数、市外からの来館者増加による経済効果、チケットや関連商品の販売も含めた回収率、さらには認知向上を図る指標など、市の戦略に応じた複数の指標を設定して分析し、今後の活動につなげていくことが考えられる。また、各負担金との関連性を明確にし、市が負担金事業としてどのように評価し新たな事業に反映していくか、といったPDCAサイクルを明確にしていくことが望まれる。

## (7) F I A世界ラリー選手権日本大会開催準備委員会関連事業負担金

### ア. 開催準備委員会にて購入された固定資産の所有権について（指摘）

2023年度より豊田市（他2団体）がラリージャパンの主催者となることに伴い、開催準備委員会は令和4年12月1日にラリー実施に使用する固定資産（資材及び機材）を前主催者より合計71,995千円で購入している。一方、同年同月に「ラリージャパン2023実行委員会有限責任事業組合」が設立され、令和5年度においては開催準備委員会の業務が、「ラリージャパン2023実行委員会有限責任事業組合」に引き継がれている。

当該固定資産は監査時現在、主催団体の一つである（特非）M.O.S.C.O.の倉庫に納入保管されている。しかし、開催準備委員会で購入した固定資産の所有権の帰属に関する事項について、市と開催準備委員会とで交わされた協定書や開催準備委員会の会計規則・規約において明文化されておらず、監査時点では所有権の帰属が文書等で明らかになっていなかった。なお、所管課に当該固定資産の所有権の帰属を確認したところ、市に帰属することになるとのことであるが、市の財産台帳には記載されていないとのことであった。

当該固定資産はラリージャパンの開催期間にわたり使用される高額資産であることか

ら、協定書などの文書で所有権の帰属を明確にするとともに、市の財産台帳への登載を行う必要がある。

## **(8) 豊田市ラリーをいかしたまちづくり実行委員会関連事業負担金**

### **ア. 各地域の団体に対する負担金について（意見）**

豊田市ラリーをいかしたまちづくり実行委員会（以下「ラリーまちづくり実行委員会」という。）は、会長は豊田市長、副会長は豊田商工会議所会頭が就任しているが、事務局はラリーまちづくり推進課にある。

「ラリーまちづくり実行委員会」から、連携先である各地域NPO等に負担金が複数支出されている。各連携先は、観戦エリアのある3地域（旭、稲武及び下山）の盛り上げを実行委員会と連携して行うため、「ラリーまちづくり実行委員会」からの負担金から支出しているとのことである。「ラリーまちづくり実行委員会」では、支出の際には各連携先の事業計画と収支予算書を入手し、終了時に精算も行っている。しかし、各連携先への負担金については協定書等が作成されていない。各連携先は市と異なる委員会、特定非営利法人等の組織であり、他の負担金と同様に協定書を作成し、それに基づく支出、精算及びモニタリングを実施していくことが望まれる。

### **イ. 貯蔵品の購入について（意見）**

「ラリーまちづくり実行委員会」は、令和4年10月にDVD「僕と彼女とラリーと」を1,000枚（3,850千円）購入し、プロモーション等経費にて計上している。当該DVDは、市の1万4千円以上のふるさと納税の返礼に使用されており、対応する返礼品代は令和4年度に雑収入（829千円）として計上している。令和5年度においても同様の対応をしている。

当該DVDは令和5年10月末日現在において、894枚の在庫を保有している。DVDの購入の原資は市からの負担金であることから、払出しの状況が良くない場合は、別の用途で使用するなど有効活用することが望まれる。

## **(9) スポーツ協会運営費補助金**

### **ア. 人件費補助額の確認について（意見）**

補助対象は人件費である。所管課では、補助金の申請時は、集計シートの積算過程の確認のほか、人数が人員計画に基づいているか等を大局的に確認している。実績報告については、主に書面上で積算過程の計算チェック等を行っている。一方で、勤務実態（残業時間数等）の妥当性や、職員の在籍実態や等級表等との整合性を確認するようなチェックは通常行っていない。また、人件費の積算の前提として、給与計算等に係る組織内部の統制状況、例えば残業承認、勤務時間の確認状況及び給与集計過程の把握を踏まえ、補助金の支給対象たる給与等の人件費が適切に集計され支給されていること等に

についても、確認していくことが望まれる。併せて、申請時や実績報告時には、表計算シート上で整合性のチェック結果を表示したり、チェックリスト等によりチェックポイントを明らかにするなどして、確認項目を明らかにしていくことが望ましい。

なお、交付対象である「(公財)豊田市スポーツ協会」については、理事1名と監事1名が市職員の兼任であり、所管課と情報共有の下、組織内部の統制状況を把握していくことにより、有効かつ効率的なモニタリングが実現し得る。

## (10) 第93回都市対抗野球大会応援事業 負担金

### ア. 実績額の低迷について (意見)

決算額が当初予算額を大きく下回っている。応援事業は、トヨタ自動車硬式野球部のトーナメントの進出状況にも左右されるため、人数の絶対値のみでは判断できないが、いずれも定員を下回る実績となっている。都市対抗野球の試合日程は平日が多く、野球を観戦する層が現地に足を運びにくいことや、都市対抗野球自体の認知度が低いことが要因と考えられる。令和5年度は、決勝戦のパブリックビューイングを実施するなど、市民の認知を高める内容も実施されている。今後、パブリックビューイング等の認知施策の効果を検証し、ファン層の獲得も考慮した内容を検討していくことが望まれる。

## (11) 民俗文化財保存維持費補助金

### ア. 収支計算書の記載について (意見)

補助対象団体の提出した収支計算書をサンプルで確認したところ、支出金額が大幅に赤ペンで修正されて提出されているものがあつた。補助対象団体との対面方式で同意を取りながら修正したものであるとのことだが、経緯を示す書面も添付されていなかった。修正については、修正の理由と修正を行った者がわかるように証跡を残すことが望まれる。また、大幅な修正を伴う場合は、再提出を求めることも必要である。

### イ. 補助金の規模と申請について (意見)

補助金の申請件数、金額ともに、令和2年度から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染症蔓延の影響もあり減少している。令和4年度は回復基調にあるが、所管課によると保存会は継続しているものの事業自体が縮小しているため、補助金の申請を取りやめる団体もあるとのことであつた。当該補助金については、各地域の保存会ごとに申請するものであることから、上限も有形15万円、無形10万円(一部は20万円)、伝統的5万円と比較的少額であり、小規模な保存会では数千円の補助となることもある。

一方で、補助金の申請者は、申請時と実績報告の際に所管課窓口まで書類を持参する必要があり、さらに、申請対象や証憑の添付も詳細に決められていることから、申請に一定の労力を要するものと考えられる。加えて、所管課側も申請者の記入事項をチェックリスト等を使用しながら確認を行っているが、処理数も多く、前記した修正の対応な

ども考えると相応の労力を要している。

補助金交付のガイドライン（令和4年4月）では、「少額の補助については、事業に対する補助金等の効果が見えにくく、ばらまき補助につながる場合もあるため、補助金等がないと事業実施ができないか、補助事業者の自主財源での運営ができないかどうか精査をし、特に認められる事由がない場合は認めないこととします。」として、「団体への補助の場合、1団体当たり10万円を超えているか」をチェック項目としている。少額の補助金については、実施内容や保存会の資力等を確認しながら補助金の必要性について検討を行うことが望まれる。また、多数かつ比較的少額の補助金の申請に当たっては、電子申請等の導入により、所管課と申請者の双方にとって申請負担を軽減する方法を検討することも一案である。

## **(12) 重要伝統的建造物群保存事業補助金**

### **ア. 利用件数の低下について（意見）**

令和4年度に交付決定された3件のうち、2件は補助事業の中止が申請され、1件のみの完了にとどまっている。国費負担もあるため、弾力的な対応が困難である一方で、材質、意匠、色彩、工法など補助対象にできる基準が設定されており、所有者の理解も進めていく必要がある。修理・修景それぞれの補助率・上限額については、他都市の補助状況も参考にしつつ、建設費の推移、保存地区全体の観光産業の計画、文化財の持続的な活用などを勘案して検討していくことが望まれる。また、他の補助金の活用や融資支援等も組み合わせた援助により、保存事業を円滑に進めていくことが考えられる。

## **(13) ゲルハルト・リヒター展開催負担金**

### **ア. 負担金対象事業の評価について（意見）**

展覧会の開催結果は博物館法に基づき設置されている美術館運営協議会に報告され、学識経験者、市民、教員等の委員から運営に関する意見を聴取している。議事録には展覧会に関する広報、アンケート結果及び現場視察に関する質問や意見が記載されていた。また、協議会への報告書は観覧者数及び図録販売数を始め、関連事業の集客や物販、広報実績など多くの成果が記載され、アンケート結果も掲載されている。一方で、目標値との比較が行われている指標は観覧者数のみとなっている。

運営協議会から様々な角度からの意見を聴取していることが確認できたが、これを踏まえて市の負担金事業としてどのように評価し新たな事業に反映しているのか、明確には把握できない状況であった。

市は、協議会の意見を踏まえ、負担金事業を個々に評価し、個々の事業の市の計画への貢献度合いについてより明確にし、今後の企画運営に役立てることが望まれる。

また、第2次豊田市文化芸術振興計画【改訂版】では、美術館に関する主な取組と成果指標を挙げている。

しかし、「(6) クラシック音楽・能楽鑑賞会負担金」にて前述したとおり、社会状況の変化に応じ、文化芸術のもたらす効果との有機的連携についても成果指標として取り込むことが望ましい。展覧会等の文化芸術事業に関する負担金の評価に当たっては、観覧者数に加え、開催される展覧会の性質に応じて、例えば、市外からの来館者数や、若年層の認知向上、関連商品の売上数など、目標に応じた指標を複数設定し、その指標に応じた分析と評価を行っていくことが望まれる。

## (14) 機能と装飾展負担金

### ア. 美術館共催の場合の監査について（意見）

当展覧会は、東京都庭園美術館、豊田市美術館及び島根県立石見美術館の3館の共同企画で実施され、事務局は石見美術館が執り行っている。協約書第8条3項において「監事は会計を監査し、その結果を委員会に報告する」と記載されており、収支報告書作成においては、3館の関連団体から任命されたそれぞれの監事によって、収支に関する証憑を確認し、実行委員会にて事務局長より適正に処理されている旨の監査報告が行われている。しかし、監事監査における役割分担や手続書は特段設けられておらず、会計監査の目的が証憑と支出内容の合致（正確性）の確認であるのか、支出手続の合規性や経済性を含むものなのか、その水準が明確にされていない。役割分担や手続、確認証跡を明らかにするなどして、効率的かつ効果的な監査を実施することが望まれる。

### イ. 負担金対象事業の評価について（意見）

「ゲルハルト・リヒター展 開催負担金」と同様に、美術館運営協議会に報告され、学識経験者、市民、教員等の委員から運営に関する意見を聴取している。議事録を確認した限りは、好評であったゲルハルト・リヒター展に関する議事内容が多く、機能と装飾展に関する意見が読み取りにくい状況であった。市の負担金事業として個々に評価指標を設定し、それを踏まえた分析や意見聴取により、今後の負担金事業の設計に役立てることが望まれる。ゲルハルト・リヒター展開催負担金で意見として記載した例のほか、「ゲルハルト・リヒター展」のようなマスコミとの共催方式と「機能と装飾展」のような美術館の共同企画方式、といった運営方式の違いによる事務の効率性や広報、集客への影響についても分析し、今後の活動につなげていくことも考えられる。

## (15) 市民活動促進補助金

### ア. 市民活動の継続につなげる施策について（意見）

交付件数は、新型コロナウイルス感染症蔓延による自粛時期を経て令和元年度の水準まで回復している。しかし、継続して予算額を大幅に下回る決算額となっており、特に活動ステップアップ部門及び新規事業チャレンジ部門の交付件数が少ない。市民活動のきっかけを作るという意義は認められるが、交付目的は、取組を継続して実施し増進さ

せていくことにより、初めて達成されるものと考えられる。所管課においても、課題を認識しており、当初補助を行った団体へのフォローアップや伴走などについても検討しているとのことであった。

これに伴い、成果指標は件数のみならず、より目的と適合した指標を設定していくことが望まれる。例えば、市民活動の継続が図られていないという課題については、採択された事業が当初目標とした成果を上げているかどうかを指標としていくことや、「はじめの一步部門」から「活動ステップアップ部門」への転換率などを指標としていくことが考えられる。また、当該補助金の市民への認知度や浸透度に課題があるのであれば、パンフレット配布数やホームページ・SNSの閲覧数などをその成果指標としていくことが考えられる。

## 6. こども・若者部

### (1) 豊田市保育ママ事業負担金

#### ア. 協定書の記載事項について（意見）

「豊田市保育ママ事業に関する協定書」上、団体内や市による検査に関する取決めがない。令和4年度の収支決算書の下部には「監査の結果、適正に処理されていると認めます」として、支給対象団体職員、市保育課職員の署名押印が行われており、市も含めた収支確認の上、精算が行われているものと考えられる。

負担金のより適切な使用を担保する上でも、年度末に市の担当課による検査の上、精算が行われる旨、協定書上でも明文化することが望まれる。

#### イ. 収支決算書の確認について（意見）

保育課は収支の確認に当たって、賃金台帳や領収証等との照合を行い、チェック証跡も残しているが、検査に当たっての書類やマニュアルのようなものはない。保育ママの会は当該事業の遂行を目的とした任意団体であることや保育ママ事業の運営費の大半を市が負担していることから、市は収支に至るまでの手続についても整備・運用状況を確認していくことが望まれる。例えば、事業費は半分以上を人件費が占めていることから、団体が整備している就業規則の更新状況や、就業規則に従って実施された勤務が適切に賃金台帳に反映されていることを確認することも考慮し、その手続や結果について証跡を残していくことが望まれる。

### (2) 柳川瀬子どもつどいの広場負担金

#### ア. 収支決算書の確認について（意見）

「柳川瀬子どもつどいの広場における子育て支援拠点事業の運営に関する協定書」上、収支状況の報告等について速やかな提出と、別記2にて法人格を有する場合の剰余金の精算手順書を規定している。

運営団体であるキッズプランナーは市民団体であり、別記2のような手続はなく、実際には柳川瀬子どもつどいの広場収支状況報告書に基づき、市の担当者が支出証憑を含めて収支を確認の上、精算が行われている。しかし、当収支状況報告書に対する検査が行われることについて、協定書上で明文化されていないため、市の担当課による検査の上、精算が行われる旨、明文化することが望まれる。

また、運営団体は、当該事業が実施される柳川瀬子どもつどいの広場での活動を中心としており、当事業との結びつきが強い任意団体である。加えて、事業の運営費は全額市が負担しており、資金的な依存度が高い。このような状況を踏まえると、市の検査は、収支の証憑だけではなく、収支に至るまでの手続の整備・運用状況も踏まえた確認としていくことが望まれる。

例えば、事業費のほとんどを人件費が占めていることから、団体が整備している就業規則等の更新状況や、就業規則に従って実施された勤務が適切に賃金台帳に反映されていることを確認することも検討し、このような市の検査として必要な手続について文書化していくことが望まれる。

#### イ. 継続的に支出している負担金の評価について（意見）

当該事業は負担金事業であることから、毎年度個別の協定書に基づき執行される。当該負担金については、開始時（平成24年度）に運営団体を公募の上、選定が行われて、以降年度ごとに協定書が締結され、同一の市民団体が運営している。

負担金について市は「負担金事業は、市が一定の負担をすべき事業等について、団体との協定に基づき実施するものであり、団体の所管課から予算要求があった場合において、市として事業計画書や積算内容、公益性等を総合的に勘案し適当と認めるときは、予算の範囲内で予算措置をしている。」（「包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告」令和3年12月17日公表分）が、補助金のように事業の規模や継続について定期的、客観的に評価されているわけではない。

当該事業について、団体は以前より地元根付いた活動を行っており、当該事業との結びつきが強いこと、事故等はなく利用者の評判も良いこと等から、所管課としては問題なく運営されているという認識であり、特段事業規模の大幅な見直しや運営主体の見直しは実施してこなかったとのことであった。しかし、当該事業のような国や市の政策が前提となっている事業の負担金については、補助金的な性質が強いと考えられるため、補助金に準じた客観的評価を導入すること、及びその評価過程で、事業の継続、実施規模、実施事業者等について総合的に検証することが望まれる。

## 7. 福祉部

### (1) 福祉車両運行事業費負担金

#### ア. 安全運転の確認について（意見）

「令和4年度福祉車両運行（移送サービス）に関する協定書」の第11条において、事故等の緊急時に対応するためのマニュアルの整備が定められている。この点、こうした教育及び指導並びにマニュアルの整備・運用状況についてどのように確認しているのかを質問したところ、事業者側でマニュアルが整備されているものの、市では確認していないとのことであった。

福祉車両は障がい者を対象としている点において、通常の運送事業よりも慎重な対応が求められると考えられる。安全運転が適切に実施されていることを担保するためにも、マニュアルの整備・運用状況の点検が定期的に行われることが望まれる。

#### イ. 積算過程について（意見）

「令和4年度福祉車両運行（移送サービス）に関する協定書」に基づき、補助金の交付団体が申請に当たり作成した「別添1 令和4年度福祉車両運行（移送サービス）経費見積書」を閲覧したところ、人件費、運送費のうち自動車保険料及び自動車諸税について税込との記載を確認した。

この点、人件費、保険料及び諸税は非課税又は課税対象外となる取引であり、税込みという記載は誤りである（ただし、人件費の支払先が派遣先や業務委託先である場合には、税込みでも問題ない。）。担当者によれば、保険の契約内容などについて根拠となる証憑の提出を求め確認しているとのことであるが、消費税部分について誤解を招く表現であるため、表記の見直しを行うとともに見積書の内容について精査が求められる。

#### ウ. 補助対象経費の算定について（意見）

「福祉車両運行（移送サービス）に関する協定書」の別添資料において、人件費、事務費及び一般管理費の説明が規定されている。当該見積書に基づき補助金が支給されるわけであるが、実績報告において、上記のうち事務費及び一般管理費は毎月の詳細な実績を報告しているにもかかわらず、人件費については実績報告のような資料が存在せず、見積項目のまま補助金が支給されていた。

この点について市担当者に質問したところ、実質的に人件費に係る補助金は定額で支給しているとのことであったが、協定書上で定額なのか、又は実績で支給するのか明記されておらず、また金額の妥当性について検証が行われていない。また、人件費と、事務費及び一般管理費を区別する理由は特段見当たらないため、協定書で明確にされたい。

### （2）障がい者グループホーム等設置運営費補助金

#### ア. 領収書に添付が必要な収入印紙について（意見）

交付要綱第3条において補助金の交付対象者となる補助事業者は、グループホームを運営する社会福祉法人等と明記されている。この補助事業では、補助事業者から利用者に対し共同生活住居が提供され、利用者は当該サービスに対し、補助事業者に対して軽



減後の家賃相当分を支払う。この補助金に係る実績報告として添付されていた決定書及びサービス利用料領収書を確認したところ、収入印紙が貼付されていたもの（200 円利用料 9 万円）と貼付されていないもの（利用料 7 万円）があった。

この点について市担当者に質問したところ、家賃補助に当たり市としては領収書の確認が必要であるため、提出の要否は確認しているものの、収入印紙の貼付の有無までは確認していないとのことであった。この点、交付要綱第 34 条（実績報告）には「補助事業者は、毎年度、運営費補助事業完了後に実績報告書を市長に提出しなければならない。」と規定されているのみであり、収入印紙の貼付について市側に確認する義務はないと思われる。

ただし、「交付規則」第 14 条の第 4 項ないし第 6 項で不正や不適当な行為があった場合は、取消や返還を求めることができるとなっている。軽微な過失とはいえ、不正な行為をしている団体に補助金を交付するのは適当ではなく、地方公共団体は、特に法的遵守性が求められる立場であることから容易に把握し得る不備や不正については、指導や助言を行うことが望まれる。

また、印紙税上では納付しなかった印紙税の額とその 2 倍に相当する金額との合計額（すなわち不納付税額の 3 倍）に相当する過怠税が徴収されることになる（印紙税法第 20 条第 1 項）。結果的に補助事業者の不利益が発生し、補助金の効果を減殺しかねない。

#### イ. 補助金の交付を受けて建設等を行った財産の処分について（意見）

交付要綱第 4 条（1）から（3）までにおいて、それぞれ次のような補助事業の定義を行っている。

- （1）建設  
法令で定める基準に適合したグループホームに係る共同生活住居（略）を新規に建設すること。
- （2）買取  
法令で定める基準に適合（改修により適合する場合を含む。）したグループホームに係る共同生活住居の用に供する既存の建物を新規に買い取ること。
- （3）改修  
グループホームを新たに行う場合に必要の既存建物を改修すること。

その上で、第 13 条（財産処分の制限）及び第 14 条（補助の決定の取消等）において、取得等後の財産の処分等について一定の制限（目的に反する使用、譲渡、交換、貸付及び担保提供）が設けられている。

この点、上述した（1）から（3）までの補助を受けた事業者がこれらの条項に違反していないかについてどのように確認しているか質問したところ、建設等の後に譲渡等を行う場合には障がい福祉課へ届出が必要となるとのことである。また、市内のグループホームに対しては、指導監査などの方法で巡回しており、その際に確認を行っている

とのことであった。

ただし、指導監査等の際のチェックリストの項目としては掲げられておらず（市担当者からの回答より）、また、上述の第 13 条の処分制限の項目である担保提供は実地検査だけでは判別ができない。

第 13 条では「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（略）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し若しくは貸付若しくは担保に供してはならない。」と定めており、少なくとも一定期間は補助金の効果を期待して交付していると考えられる。この期間よりも前に財産を処分することは、結果的に補助金を過大に受け取っていると見える。例えば指導監査の際、チェックリストに項目を掲げ、取得等後の財産処分等（担保提供含む）の有無に関する確認を行うなど適切な確認が望まれる。

#### ウ. 消費税の仕入税額控除に係る確認について（指摘）

消費税法において、補助金は対価として支払われるものではないため不課税取引（課税対象外取引）であり、補助事業者が受け取る補助金には消費税等は発生しない。一方、例えば補助事業者が当該補助金でグループホーム等の建物を取得した場合、当該取引は課税仕入となり、補助事業者は消費税等を含めた対価の額を支払うことになる。

一般的な取引では、受け取った対価に含まれる消費税等から、支払った仕入額に含まれる消費税等を差し引いて（これを「仕入税額控除」という）差額を納税することになるが、前述したグループホームの建物取得のケースでは、受け取った補助金が消費税分を含む仕入額に対応した金額の場合、補助金は課税取引でないことから消費税計算の対象外となる一方、建物の取得は課税取引になることから、仕入税額控除され、消費税計算上、その分の消費税額が軽減されることになる。つまり、補助金の受取額とは別に消費税計算上は、いわゆる益税が発生して、その分利益となることがある。

この点、交付要綱を確認したところ、消費税の仕入税額控除に係る規定（上述したような益税が発生する場合に納付等を求めるもの）がなかった。

対象となるグループホームは 50 か所ほどあり、その多くは社会福祉法人や医療法人である。特に社会福祉法人や医療法人は、非課税取引や補助金や寄附金など不課税取引が多いため、免税事業者である法人や課税事業者であっても特定収入の対応を行う法人が多いことから、益税を享受する事業者は少ないと思われる。ただし、中には課税売上が多額に計上されている社会福祉法人等や一般法人である株式会社や有限会社も補助金の対象となっており、これらの会社が原則課税の場合には益税を享受する可能性があるため、補助金の交付や精算の際は、交付対象者の消費税の納付状況を確認する必要がある。また、その取扱いを明確にするためにも交付要綱に記載することが望まれる。

### (3) 福祉事業団運営費補助金

#### ア. 補助金交付団体が行っている事業の収支状況について（意見）

豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱によれば、市が出資又は出捐する一定の法人に対し、主に人件費に相当する経費を補助するものとされており、（社福）豊田市福祉事業団のほか、（社福）豊田市社会福祉協議会や（公財）豊田市国際交流協会など計 10 法人に対して補助金が交付されている。

このうち（社福）豊田市福祉事業団のホームページによれば、職員体制としては、医師、歯科医師、看護師、理学療法士を始めとする各種リハビリテーション職種、支援員、管理栄養士、調理員など様々な専門職員を配置し、充実した支援の提供に努めているとうたっており、市における障がい福祉の基幹的な役割を担っている法人である。

上記を踏まえ、（社福）豊田市福祉事業団の補助金申請書や決定書等を確認したところ、補助金確定額として令和 4 年度において人件費相当額である 1,262 百万円が交付されていることを確認した。ここで当該法人の令和 4 年度の人件費である 1,282 百万円の大部分が市からの補助金により補填されていることがわかった。

この収支構造について市担当者に質問したところ、次の回答があった。

- ・（社福）豊田市福祉事業団の収入は、市からの指定管理料及び補助金によって構成されている（上表の事業活動収入の箇所）。
- ・一方で、（社福）豊田市福祉事業団が行ったサービスの対価である障害福祉サービス等報酬、診療報酬及び給食費等は、市に入金されている。
- ・市に入金された上記報酬等は、令和 4 年度において 702 百万円である一方、支出は 1,515 百万円であった。この結果、市の収支は 813 百万円のマイナスとなり、大幅な赤字であった。

以上より、法人単位資金収支決算書上は概ね収支が釣り合っているように見えるが、実態として市が大きな負担を行って成立している事業であることがわかった。

ここで市のホームページには、指定管理者制度の趣旨・目的に関する記述があり、指定管理者制度の目的として経費の節減が掲げられているが、上記の収支構造を確認する限り、経費の節減は難しい状況であることがわかる。

この点、市担当者に質問したところ、通常障がい者施設では受入れが難しい重度障がい者の利用が多く、（社福）豊田市福祉事業団が最後の砦になっているのが実情であり、こうした現状を踏まえるとやむを得ないとの回答であった。

こうした市の見解は十分に理解できる一方で、障害福祉サービス等報酬や診療報酬は、あくまでも障がい福祉サービスや医療サービスのコストを反映して設定されているものであり、多額のマイナス収支は想定していないと思料される。

市担当者の回答として、無料で提供しているサービスもあり、純粋に（社福）豊田市福祉事業団の赤字要因となる事業もあることから、一概に収支差額だけでは判断できないが、過剰な人件費等になっていないかといった視点での検証は必要と考える。

## イ. 実績報告書に添付されている根拠資料の確認について（意見）

補助対象経費である人件費の根拠資料として、(社福) 豊田市福祉事業団から市へ提供された人件費の実績集計資料を確認した上で、市担当者に対し当該資料の作成過程について質問したところ、当該資料は給与計算ソフトから出力したデータを表計算ソフトで加工した資料とのことであった。

こうした資料は容易に加工が可能であり、うがった見方をすれば操作が可能なものの心証を与えかねない。

こうした観点から市担当者へどのような確認を行っているか確認したところ、次のとおりであった。

- ・指定管理制度において、市のルールでは市の了承を得ないと法人側で職員の定数を増やすことはできず、職員の増減には総務部の決定が必要となる。
- ・資料の正確性については提供を受けた資料上の検討以外は特段実施していない。

この点、補助金額が多額であることを踏まえると、例えば当該資料の根拠となった給与計算ソフトの結果との整合性を検証するなど、より慎重な確認を行うことが望ましい。

## (4) ハンディキャブ運行費補助金

### ア. 類似事業の補助金について（意見）

ハンディキャブ運行費補助金と同様の補助金等として、「福祉車両運行事業費負担金」がある。それぞれの補助金等の交付要綱（福祉車両は協定書）の内容に異同が見られる。

例えば、交付目的について、両者ともに「障がい者等の社会参加の促進、福祉の向上等」を目的としており、対象者も類似している。

一方で、補助対象経費についてはやや異なる内容（例えば一般管理費の取扱いなど）となっており、補助率（負担金の場合はその性質上全額）も異なっている。

この点、市担当者に質問したところ、障がい者手帳を持っている方を対象としているか否かの違いがあるのみで、いずれも同じ利用者を対象としているとのことであった。

このような補助対象経費の取扱いに差異が生じる理由として、それぞれの補助金の設立の経緯に由来しているとのことであった。

具体的には、ハンディキャブ運行費補助金は市民活動団体（一つのみ）が要望して設立されたもので、また、福祉車両運行事業費負担金は、福祉事業団の送迎の空き時間を有効利用するために設立された補助金であるとのことであり、当時の運営主体の財政状態などを勘案した結果、交付要綱に差異が生じたものと考えられるとのことである。

市としては統合を検討しているものの、こうした設立経緯のため、簡単に統合できないとのことである。

ただし、同じ効果が期待される類似の事業が二つあれば、その負担のあり方も同じであるべきと考えられるため、時期を見計らい統合などの対応を図られたい。

## イ. 安全運転の確認について（意見）

「福祉車両運行事業費負担金」と同様、事故等の緊急時に対応するための教育及び指導並びにマニュアルの整備・運用状況についてどのように確認しているのかを質問したところ、事業者側でマニュアルを整備されているが、市ではそれを確認していないとのことであった。

福祉車両は障がい者を対象としている点において、通常の運送事業よりも慎重な対応が求められると考えられる。安全運転が適切に実施されていることを担保するためにも、マニュアルの整備・運用状況の点検が定期的に行われることが望まれる。

## （5）障がい者総合支援事業費補助金

### ア. 消費税の仕入税額控除に係る確認について（意見）

交付要綱を確認したところ、第6条（交付の条件）（8）において消費税等の仕入税額控除について規定されている。

当該条項によれば、補助事業者が消費税の申告を行う場合には市長に報告すること、そして補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該税額を納付しなければならない旨が定められている。

この点、交付対象者から市が入手した提出資料を確認したところ、消費税の申告を行う者か否かわかる資料がなかった。そこで市担当者に確認したところ、口頭で確認しているとのことであった。

消費税の仕入税額控除の仕組み上、いわゆる益税が発生する可能性があり、特にICT導入に当たってはウェブ会議用のモニター機器やソフトウェアの購入など、比較的多額の課税仕入が発生する結果、益税も比例して大きくなる可能性がある。

また、消費税の仕入税額控除については様々な方法があり、強制的に課税事業者となるケースや課税事業者が自ら有利な選択を行うケースもあり、また、小規模事業者については顧問税理士に税務申告を依頼している場合、そもそも事業者自身が理解できていないこともあり得る。

以上のような観点から、口頭だけではなく申告書等による確認のほか、実績報告に課税事業者か否か、補助金に係る仕入税額控除が無い場合の理由などを記載させるなどにより事実確認をすることが望ましい。

## （6）社会福祉協議会運営費補助金

### ア. 交付要綱における収益事業の定義について（意見）

補助金申請のための計算過程を確認するため、「令和4年度協会公社等運営費補助金交付申請書（令和4年4月1日）」に添付されている補助対象者の職員等の給与等の集計過程を確認した。

補助対象は主に人件費であるが、その際、役職者の人件費については、補助割合を乗

じた金額を補助対象経費としている。例えば課長職への支給額については、補助割合 0.9 を乗じた後の金額が補助対象金額とされている。0.9 の算出過程は、課長が収益事業に従事している割合である 0.1 を 1.0 から除いた数値とのことである。この収益事業に従事している割合は役職等によって異なり、課長以外では副主幹は 0.2、担当長は 0.1 や 0.6 とされている（令和 4 年度協会公社等運営費補助金 個人別補助率一覧より）。

収益事業の取扱いについて、交付要綱の第 6 条（補助金額）に規定されているため、第 6 条第 2 項における「収益事業」について市担当者に質問したところ、社会福祉法や法人税法における収益事業とは異なり、市が独自に規定しているものとのことであった。具体的には、介護保険事業のうち、居宅介護支援事業所とヘルパーステーション、市内の全介護事業者の連絡協議会の事務局業務であり、これらを収益事業としているとのことである。

担当者からの回答や提示を受けた資料から、「収益事業」とは在宅福祉サービスに関連する事業と史料される。この「収益事業」は補助金の対象外となることから明確な定義が求められるべきものと思われるが、何をもって「収益事業」とするのか不明瞭である（前述した各種法律では、その条文上で明確な定義付けが行われ、実務もそれに応じて執行されている）。そのため、そもそも「収益事業」に従事している職員等の対象者や人件費が検討できない状況である。

補助金の交付対象の明確化のため「収益事業」を明確に定義付けし、その上で補助金の対象者が明確になるような根拠資料の作成を法人へ指導することが望まれる。

また、補助割合の算出において用いられる「収益事業に従事している割合」について、市担当者から業務別と担当者別の従事時間を示した詳細な資料の提示を受け、当該資料と「収益事業に従事している割合」との一致を確認した。ただし、当該割合について、現場の視察や担当者へのヒアリングを実施するなど、実態が整合しているかの検証が行われていない。補助金の過大交付がされていないかといった視点での確認を行うことが望まれる。

## （7）豊田地域医療センター運営費負担金

### ア．負担金の返戻について（意見）

「豊田地域医療センター運営費負担金に関する協定書」では、第 2 条（負担金）、第 3 条（負担金の算出）及び第 5 条（負担金の返戻）が規定されている。令和 4 年度の負担金交付状況を確認したところ、豊田地域医療センターから 650 百万円の申請が行われ、令和 4 年 4 月 21 日に同額が支給されたものの、令和 5 年 5 月 10 日に負担金の交付がなくとも収支は黒字であることが判明した旨、センターから市に報告があり、同月 23 日に負担金の全額を市へ返戻している。結果的にはあるが、多額の税金が市から法人へ移転し、およそ 1 年間に渡り利用されることなく、市へ返戻されていた。

この点、当初の申請時における予算と実績とで差異が生じた理由は、閲覧した資料に

よれば新型コロナウイルス感染症関連の補助金や患者数増加、診療報酬単価上昇など、想定が難しい事象が起きたことが要因とされていた。

差異が生じた理由は、新型コロナウイルス感染症が流行した時期特有の事象によるものであったか否かを確認するため、過去の運営費負担金の推移を確認したところ、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度から令和4年度にかけて、申請した負担金の多くが結果的に返戻されていることが窺える。

一方、それ以前の負担金については、予算時の申請額と決算額との差異は年度によってばらつきがあり、これは予算の精度に起因するものと思われる。

新型コロナウイルス感染症の流行が収まり平常時に戻りつつある中、経営の健全化による収支改善を促すとともに、予算の精度向上に努め、負担金の返戻を減少させることが望まれる。

#### イ. 実績報告の資料について（意見）

前述したように、協定書の第3条の規定により負担金の申請に当たっては資金計画書の作成が求められている。これは、負担金の目的が「収支不足の負担」にあることから当然と思われるが、それにもかかわらず、実績報告の際の提出資料は正味財産増減計算書となっている。収支不足の確認においては、正味財産増減計算書ではなく、収支計算書、又は平成20年基準で財務諸表の一つとされているキャッシュ・フロー計算書の方が実態に即した提出資料であると思われる。

### （8）公的病院運営費補助金

#### ア. 補助金の必要性について（意見）

交付対象者である愛知県厚生農業協同組合連合会豊田厚生病院の収支状況の推移を確認したところ、収支状況や剰余金の推移を見る限り、補助金が必要なほど資金的な切迫感がないように見受けられる。この点、市担当者へ質問したところ、「昭和54年から交付されている補助金であり、長い歴史がある。市民病院がない市において不採算医療の担い手となり得る公的病院として位置づけられた豊田厚生病院に対して補助金が交付されることになった。」との回答であった。

上記回答から、当時の市を取り巻く医療環境において、医療の最後の砦たる公的病院と位置付けられた豊田厚生病院に対して補助金が支給され、それが現在まで継続していると思料される。

なお、市では補助金の交付対象である小児救急医療や女性専門外来といった単位での収支を把握していない。これら補助対象となる事業の収支を把握するとともに、現在の豊田厚生病院の収支状況や市内の医療環境の変化などを踏まえ、補助金の必要性について検討することが望まれる。

## イ. 補助対象の範囲について（意見）

補助事業者からの交付申請を確認したところ、小児救急に対する補助の必要性が言及されていた。

この点、補助金交付の必要性を主張する根拠資料として補助事業者から提出されるべき資料は、例えば小児救急部門の損益の収支状況のデータなどが想定されるが、予算、実績ともに病院全体の損益データのみが提出されており、必要性を強調している小児救急のみの損益の把握まで至っていない。

補助対象の経費として適切か否か、適切なデータに基づいた確認が求められる。

## （9）公的病院医療機器整備費補助金

### ア. 高額医療機器の実績報告について（意見）

補助事業者である豊田厚生病院が導入した高額医療機器（ダビンチ）の購入に際し、1億円の補助金が支給されている。この補助金に係る実績報告として、次の書類を確認した。

- ・実績報告書
- ・歳入歳出決算見込書
- ・事業報告書
- ・注文書、請書、検収書、請求書及び領収書の写し
- ・医療機器設置後の写真

一般論として、こうした設備投資は、会計上、固定資産として資産計上され、複数年に渡り収益に貢献することから、その収益に対応する費用計上のため減価償却費として毎期計上されることになる。

このような性質を有する高額医療機器の評価に当たっては、市やその近隣の市町村において想定される患者数を推定し、「何年間利用するのか」や「何名の患者に手術を行う予定なのか」といった計画を示した上で実績を確認する、などの観点で設備投資の意思決定が行われているか、といった視点が必要なのではないかと考えられる。

こうした視点で上述した実績報告書を確認したところ、「1. 事業実績及び効果」の「(2) 効果」において医療機器の利用による安全面及び上質な医療提供といった効果があった旨の記述を確認できたものの、客観的な数値に基づく評価までは至っておらず、高額医療機器の自己評価としては不十分な印象を受けた。高額医療機器に対する補助金決定に当たっては、補助事業者において適切な事業計画が作成されているかといった観点で評価されたい。

### イ. 消費税の仕入税額控除に係る確認について（意見）

交付要綱を確認したところ、消費税の仕入税額控除に係る規定（益税が発生する場合には納付等を求めるもの）がなかった。



この点について市担当者に確認したところ、非課税事業である保険診療に使用する医療機器等の購入費用を補助対象としていることから、仕入税額控除額の確認は不要なものとして判断している、とのことであった。

愛知県厚生農業協同組合連合会は医療福祉事業を行う組織であり、非課税取引や補助金並びに寄附金等不課税取引が多く、特定収入の対応を行うことにより、益税を享受する可能性は少ないと思われる。

ただし、特定収入割合の状況によっては特定収入の対応が不要となることがあり、さらに、補助金交付対象者が原則課税の場合には益税を享受する可能性がある。高額医療機器を購入すると課税仕入が多額となるため、特に慎重な確認が求められると考える。

## (10) へき地医療拠点病院医療機器整備費補助金

### ア. 医療機器の実績報告について（意見）

補助事業者である足助病院が購入した医療機器（眼底3次元画像解析装置等 当初 40 百万円 最終購入金額 32 百万円）に際し、実績額の半額の 16 百万円の補助金が支給されている。この補助金に係る実績報告として、次の書類を確認した。

- ・実績報告書
- ・歳入歳出決算見込書
- ・事業報告書
- ・注文書、請書、検収書、請求書及び領収書の写し
- ・機器設置後の写真

実績報告書を確認したところ、「1. 事業実績及び効果」の「効果」において地域に必要な医療の質を確保できるといった記述を確認できたものの、客観的な数値に基づく評価までは至っておらず、医療機器の自己評価としては不十分な印象を受けた。医療機器に対する補助金決定に当たっては、補助事業者において適切な事業計画が作成されているかといった観点で評価されたい。

### イ. 消費税の仕入税額控除に係る確認について（意見）

交付要綱を確認したところ、消費税の仕入税額控除に係る規定（益税が発生する場合には納付等を求めるもの）がなかった。

この点について市担当者に確認したところ、非課税事業である保険診療に使用する医療機器等の購入費用を補助対象としていることから、仕入税額控除額の確認は不要なものとして判断している、とのことであった。

愛知県厚生農業協同組合連合会は医療福祉事業を行う組織であり、非課税取引や補助金、寄附金等不課税取引が多く、特定収入の対応を行うことにより、益税を享受する可能性は少ないと思われる。

ただし、特定収入割合の状況によっては特定収入の対応が不要となることがあり、さらに、補助金交付対象者が原則課税の場合には益税を享受する可能性がある。高額医療機器を購入すると課税仕入が多額となるため、特に慎重な確認が求められると考える。

#### ウ. 補助金交付目的の確認について（意見）

補助金の申請理由を確認したところ、主に「既存設備の老朽化、経年劣化」が挙げられていた。この点、「交付申請書」を確認したところ、「・・・今回申請の現状使用機器は、設置後6年以上が経過し、経年劣化が著しいため・・・」とあり、当初購入予定機器12品目について言及されているが、それぞれがどの程度経年しているのかが明示されておらず、老朽化の程度が不明であり、市も特段の確認を行っていない。

老朽化や経年劣化を理由とする補助金申請であれば、少なくとも固定資産台帳の提出を求め、購入時期を確認する等の確認が望まれる。

#### エ. 補助金に係る廃棄資産の確認について（意見）

上記意見に関連して、申請理由が経年劣化等であることから、廃棄資産も今回の申請と同様、補助金により取得した設備である可能性がある。当該資産を廃棄又は売却等が発生した場合は、売却収入が発生する可能性があるが、補助金により購入した資産の廃棄等の事実確認を市は行っていない。また、交付要綱を確認したところ資産の処分制限に関する条項がなかった。補助金で購入されたものが短期に売却された場合、補助金の目的が果たせず、また、売却代金で目的外に使用されるおそれがある。

交付要綱への資産処分制限条項の追加とともに、補助金で購入された設備における処分の状況を確認することが望まれる。

## 8. 保健部

### (1) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業補助金

#### ア. 実績確認の品質確保について（意見）

当該補助金は患者に対する補助金ではなく医療機関等に対する補助金であり、新型コロナウイルス陽性と診断された患者に診察等の医療行為を提供した医療機関等自らが交付要綱に従って補助金申請を行い、当該申請に対して市が補助金の交付要件に合致していることを確認後、交付するものである。

新型コロナウイルス感染症が流行した令和3年度及び令和4年度は毎月、医療機関等から膨大な数の申請が行われたことから、感染症予防課では会計年度任用職員や派遣職員が確認作業を行った。

医療機関から市への申請に当たり、「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の診察所見報告書（以下「診療所見報告書」という。）」を医療機関等が作成の上、申請書に添付して提出している。

その中で、「※必須項目」として記載されている「確認事項」として次の2点が挙げられており、それぞれチェックボックスが設けられている。対応した医療従事者は、当該チェックボックスにチェックの上、市に申請を行うことになる。このチェックがない報告書に係る診療については、補助金の交付対象から外れるため、確認に当たり重要な項目となる。

- ・新型コロナウイルス感染症の陽性者であること。
- ・療養期間中であること。

上記2点にチェックがされている「診療所見報告書」を確認する過程において、医療機関等の診療内容等の記述が一つの目安になる。ただ、当該記述の内容にばらつきがあり、詳細な記述を行っている医療機関等がある一方で、診療内容が不明確なものも見受けられた。こうした「診療所見報告書」については、診療内容の記述だけでは判断できないケースがあり、直接医療機関等へ確認すべきと思われ、事実そのような視点に基づき市から医療機関等へ電話等で確認した上で、補助金交付対象ではないと判断して申請に対して補助金減額の決定を行っている事例が見受けられた一方で、同様の事例に対して特段の確認過程が見受けられない事例もあった。

この点、医療機関等からの申請に対する品質を担保する手段として、「自宅療養者等への医療提供事業者補助金申請チェック表」にてチェックがなされており、かつ、必要に応じて「要 電話確認」の資料も添付されている申請書がある一方、当該チェックリストが付されていない申請書も存在した。なお、市担当者へ質問したところ、進捗管理のためチェックリストは必ず作成されるものの、申請内容は別のデータで確認するため、決裁へのチェックリストの添付は任意であるとの回答であった。

人命に係る補助金で迅速性が求められる一方で、補助金の原資は公金（県補助 100%）であり、判断が難しいケースでは直接医療機関への確認が求められる。担当者の判断を均質に保ち、補助金交付手続の過程を明確にするためにマニュアルを適時更新し、適切に運用することが求められる。

## **（2）食品衛生費補助金**

### **ア．実績報告書等の表記について（意見）**

実績報告として添付されていた令和4年度収支決算書において、歳入（補助金以外）として 3,331,621 円が計上されており、備考欄に「豊田市食品衛生協会費」とある。ただし、この金額自体は、単に歳出額計と補助金額との差額で計算されているだけであり、誤解を招くため、表現の修正が望まれる。

### **イ．補助金の必要性について（意見）**

豊田市食品衛生協会規約 第5条（入会）を確認したところ、「協会に入会しようとする者は、会費を納入しなければならない。」と定められており、令和4年度決算額に

おける会費収入は 10,034,250 円（豊田市保健所 保健衛生課より確認）である。この会費収入は毎年、一定数の新規・継続申請があることから、年によって7百万円から10百万円ほどになるとのことであった。

先述したとおり、令和4年度収支決算書において「豊田市食品衛生協会費」とされている金額は単なる差額であるため、当該欄に上述した会費収入である10,034,250円を当てはめると、6,702,629円の黒字となった。

収支が黒字であることを踏まえると、補助金を交付せずとも会費のみで協会活動に支障がないのではないかと、といった観点で市担当者に質問したところ、次の回答を得た。

- ・ 交付要綱上は、第6条第1項において「補助金の額は（略）補助対象経費の3分の1とする。」と定められており、会費収入の多寡に影響を受けない仕組みとなっている。
- ・ 市内に相当数の営業所がある中で、市の対応だけではとても手が足りない。豊田市食品衛生協会の活動は市にとって必須であり、補助金の交付は活動の原資として重要と認識している。

協会活動の重要性は理解できるものの、補助金の原資は市の税金等の財源によることから、真に必要な金額に限定するべきである。そのため、交付団体の利益や繰越金の発生などの状況を踏まえた上で、補助金の必要性や補助金額の妥当性を検討することが望まれる。

## 9. 産業部

### (1) 雇用対策協会補助金

#### ア. 成果指標の設定について（意見）

豊田市雇用対策事業補助金交付要綱は、労働力の確保及び雇用の安定化を図ることを目的として行う雇用対策事業に対し、市が当該事業に要する費用の一部を補助することで、市内における労働力の確保及び雇用の安定化を図り、もって本市の発展に寄与することを目的とする旨を定めている。

雇用対策事業は、豊田市及びみよし市に事業所を有する事業者団体の豊田市雇用対策協会が実施する事業であり、豊田市雇用対策事業補助金交付要綱では、次の3事業を補助事業として定めている。

- (1) 人材確保支援事業
- (2) 人材育成定着支援事業
- (3) 情報提供支援事業

豊田市雇用対策協会は、上記補助事業として、具体的には合同企業説明会の開催、各種研修の開催、企業ガイドブックの作成、ホームページの運用などを行っており、市は、事業年度の終了後、同協会から補助事業に関する報告として、事業実績報告書及び収支決算書の提出を受けている。

本補助金は、平成8年度から継続的に実施されており、定期的な見直しも実施されて

いるところであるが、合同企業説明会への参加者数、ホームページへのアクセス数、ホームページからの求職者数、求人登録企業の件数など、直近の活動成果のみならず、これまでの就職状況や定着状況に関する成果についてのような長期的な視点による成果指標を設定するなどして検証する必要がある。その上で、補助金を継続するのであれば、本補助事業が不特定多数の利益の増進に寄与するという点にとどまらず、補助金を交付することの必要性を検討すべきである。

## (2) デジタル化支援補助金

### ア. 交付要綱における事業完了報告の期限（指摘）

市は、「交付規則」において、補助事業等の完了に関する報告期限を定めている一方、「豊田市デジタル化支援補助金交付要綱」においては要綱の趣旨及び補助対象事業の完了報告を定めている。

「交付規則」においては、補助事業等が完了した日から30日経過した日までに実績報告書を提出することになっているが、要綱では1月31日までに実績報告書を提出することになっており、整合していない。

要綱は、行政機関において内部の職員が事務処理を進めていく上での基準・指針であるところ、上記交付要綱第13条の定めは、長の定める規則（地方自治法第15条第1項）に抵触する内容となっていることから、要綱の見直しが必要である。

## (3) テレワーク導入支援補助金

### ア. 補助金で購入した設備の処分制限等の定め（意見）

市は、「豊田市テレワーク導入支援補助金「単独補助コース」交付要綱」において、補助対象経費を、市内の事業所に属する従業員を対象にテレワークを導入するに当たり必要となる

- ・WEB会議機器の購入経費
- ・社内パソコンを遠隔操作するための機器の購入経費
- ・勤怠管理システムの導入経費
- ・従業員が使用するパソコン、タブレット、スマートフォン等の購入経費
- ・就業規則、労働協約及び労使協定の作成及び変更に係る経費

と定めている。

補助事業者は、テレワークの導入が完了した場合、交付要綱に従って経費明細書や経費の支払を証明する書類、設備機器等の導入状況が確認できる写真等を添えて実績報告書を提出することとなっているものの、導入した設備機器等の譲渡や処分を制限する定めが交付要綱になく、譲渡や処分をしない旨の誓約書の提出を求める定めもない。

補助金交付申請や実績報告を見ると、補助事業としてスマートフォンやタブレット等

を導入しているものが複数認められたが、これらの物品は中古品であっても相当額で譲渡される可能性があり、補助金の目的からして、導入された機器を利用してテレワークが実施されることが目標であるから、補助金で導入した設備機器等を短期間のうちに譲渡や処分をされないように一定の制約等を課すことが必要である。

#### (4) カーボンニュートラル創エネ促進補助金

##### ア. 交付要綱における事業完了報告の期限（指摘）

市は、「交付規則」において、補助事業等の完了に関する報告期限定めている。「交付規則」第10条では、補助事業等が完了した日から30日経過した日までに実績報告書を提出することになっているところ、交付要綱では完了の日から2か月を経過する日までに補助金交付申請書兼実績報告書を提出することになっている。

市は、本補助金の補助対象事業の中に、事業着手から事業完了までに時間を要し、単年度内で事業を完了させることが難しいものも含まれることから、事業着手前には、補助金交付対象事業者指定申請書を提出させ、それに基づいて補助金交付対象に指定する旨の決定をするものの、支出負担行為の基準となる交付決定については、事業完了後に、補助金交付申請書兼実績報告書の提出を受けてから決定することとしており、事業の完了後に交付申請を行う本補助金においては、交付決定を受けていない指定事業者に対して、「交付規則」第10条の適用はなく、補助金交付申請書兼実績報告書の提出に関し、補助事業等が完了した日から30日を経過する日までとする期限の制約を受けないと解している。

しかしながら、「交付規則」第1条における「市が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定め、これに係る予算執行の適正化を図る」という「交付規則」の目的に鑑みれば、補助金等に関する一般的規律として、適用される補助金等の種類や手続の範囲を限定的に解することは相当ではない。

「交付規則」第10条の文言上も、補助事業等が完了したときに実績報告書の提出が求められる主体は「補助事業者等」であるところ、補助事業者等は、補助金等の交付の対象となる事務又は事業を行う者と定義されているに過ぎず（「交付規則」第2条第2号、第3号）、必ずしも交付決定を受けていることが要求されていない。

また、事業完了後に実績報告書の提出が求められるのは、補助金等の額を速やかに確定するため、一定の期間的制限を設けるものであり、速やかに補助金等の額を確定すべきとの要請は、実績報告が事業完了後に補助金等の交付申請と同時にされる場合であっても異ならない。

加えて、本補助金の交付を求めようとする者は、事業の着手前に収支予算書や補助対象事業に係る見積書等の書類を添付し、市長に対し、補助金交付対象事業者指定申請書を提出しなければならないが、市は、当該申請があったときは、これを審査し、承認（又は却下）の決定をするものとされている（要綱第8条第1項、第5項）。かかる決定を受

けて指定事業者となった者は、原則として指定の日から1年以内に事業を完了させること（要綱第9条）、事業内容等を変更しようとするときは事業計画変更承認申請書を提出し、市長の承認を得ること（要綱第10条第1項）、事業を廃止しようとするときは補助金交付対象指定申請取下書を提出すること（要綱第10条第4項）、補助対象事業の進捗状況等に関する調査に応じること（要綱第17条）等の制約が課されることから、指定申請とそれに対する承認の決定は、市と補助対象事業者との間に一定の法律関係を成立させる一般的な補助金等の交付決定と同様の性質を有すると解すべきである（ただし、かかる指定決定をもって豊田市予算決算会計規則上の支出負担行為とすべきかは、別途検討を要すべき問題である。）。したがって、補助金等に関して一定の法律関係に入った市と補助事業者との関係については「交付規則」によって規律されるべきである。

以上より、要綱は、行政機関において内部の職員が事務処理を進めていく上での基準・指針であるところ、上記交付要綱第11条の定めは、長の定める規則（地方自治法第15条第1項）と抵触する内容となっていることから、現行の「交付規則」を前提とする限り、要綱の見直しが必要である。

なお、市が本補助金の実績報告書の提出期限を完了の日から2か月を経過する日までと定めた理由は、本補助金の対象経費の種類が多く、交付申請書兼実績報告書への添付が要求される書類が多岐にわたることが想定されることから、指定事業者が提出書類を整える期間として相応の期間を与えるべきとの配慮から設定したものであった。

現行の「交付規則」を前提とする限り、包括的な委任規定（「交付規則」第15条）に基づいて別途定める余地はあるとしても、前述のとおり、実績報告書の提出期限は、「完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日まで」の範囲内で定めるべきと解される。

しかしながら、そもそも当該「交付規則」の定めは、国の補助金等に関して補助金等適正化中央連絡協議会が実績報告書の提出期限等についてした決定（昭和33年11月15日蔵計第3182号）にならい、国や地方自治体の多くで採用されている提出期限の定めにしたものと推測される。それ自体一定の合理性があるものの、実績報告書の提出期限は、各種の補助事業等に係るものであるため、必ずしも一律に定まるものではなく、また、一律に定める必要もないことから、「交付規則」の定めとして、各補助事業等の具体的な事情に応じて例外的な期限を定めることを許容したり、あらかじめ柔軟に提出期限を設定できるように定めをおくことも考えられる。

## **（5）ギャザ管理組合施設部会管理費負担金**

### **ア．「会計事務細則」の未整備（意見）**

負担金の交付先であるギャザ管理組合では、「ギャザ管理規約」第24条第3項において、管理費、特別修繕費及び組合費（以下「管理費等」という。）並びに個別費の支払方法については、別に定める管理費等取扱細則によるとし、「ギャザ管理費等取扱細則」

第10条において、会計事務に関する処理基準の詳細については、別に会計事務細則を定めることとしている。組合においては、事務の実施に当たっては、ギャザ管理規約に沿って行っているとして、「会計事務細則」の整備は不要として、整備していない。しかし、「会計事務細則」は、管理費等取扱細則により整備が求められており、また、事務を適正に、継続して実施するために必要なものと想定されることから、市から管理組合に作成を要請するとともに、実務上、別途の細則、手順等を利用する場合は実態に合わせて管理費等取扱細則を見直すことが望まれる。

## **(6) 中心市街地駐車無料サービス フリーパーキング負担金**

### **ア. 負担金額の検討について（意見）**

フリーパーキング負担金に係る市の負担金額は、「豊田市中心市街地駐車無料サービス フリーパーキング駐車場利用に関する覚書」第3条において、137,500千円と定めている。この137,500千円の金額について、「フリーパーキング覚書 補足説明」において、過年度からの実績を参考にして定額137,500千円としている旨の記載がある。なお、この参考とする過年度実績資料は、平成29年度から令和3年度までの各年度における負担金と認証料金（フリーパーキングシステムの利用による駐車料金の無料分相当）との比較資料であり、令和元年度から令和3年度までは負担金が認証料金を超えていることを示している。しかし、この参考資料を活用し、令和4年度の負担金の金額をどのように検討し、決定したかは不明である。今後、当年度の負担金の妥当性や将来の負担金額の見直しの際の参考情報となることから、負担金額の決定の経緯や過程を明確に記録しておくことが望まれる。

## **(7) 一般社団法人ツーリズムとよた補助金**

### **ア. 決定書の訂正方法について（意見）**

市作成の補助金交付の決定書を確認したところ、予算現額と予算残額の金額が取消線で修正されていたが、修正理由や修正を実施した者の記載はなかった。決定書は、税金等の公金を財源とする補助金の交付における重要な書類であることから、修正の正当性の判断や責任の所在を明らかにする上でも、修正の理由と修正を行った者がわかるように証拠を残すべきである。

## **(8) 転作団地化推進事業費補助金**

### **ア. 補助金交付要綱の見直しについて（指摘）**

当該補助金は担い手の高齢化が進む中、農業者が自主的に連たん団地化や集団転作の定着化を進めることを推進する目的で交付しているものである。

補助金の算定方法については、水田10a当たり①作業受委託契約の麦の場合は15,000円を、②中山間地域の麦以外については2,000円を上限として交付することとしている。



しかしながら、令和4年度の実績としては、あいち豊田農業協同組合が取りまとめた142団地について①水田10a当たり10,000円の交付申請が行われているのみで、②については該当がなかった。

このようになった経緯を市の担当者に確認したところ、平成23年度に経営所得安定対策制度による補助対象者の見直しの際、補助金要綱が水田10a当たり15,000円を上限として策定されたが、補助金の執行の際に、10,000円が適当と判断され、それ以降、単価10,000円で申請され、執行されてきたとのことであった。

もちろん、単価15,000円は限度額であるため、現状が要綱に違反しているものではないが、単価設定の補助金において要綱と異なる金額で長年の間、申請及び執行が行われるのは根拠が明確ではなく、問題であると考ええる。

また、②の中山間地域の麦以外は交付申請がないということであるから、今後も申請がないと見込まれるのであれば、補助対象から除くことも検討すべきと考ええる。

したがって、市は、当該補助金に係る交付要綱を見直し、実態に合った内容とすべきである。

#### イ. 補助金交付の長期化及び少額補助金について（意見）

「補助金等交付のガイドライン」によれば、補助金等の長期化により、補助金等ありきの事業実施となるおそれや、市民や団体の既得権化につながるおそれがあるため、特に認められる事由がない場合は、10年以上の事業実施は認めないこととされている。また、少額の補助については、事業に対する補助金等の効果が見えにくく、ばらまき補助につながる場合もあるため、補助金等がないと事業実施ができないかどうか、補助事業者の自主財源での運営ができないかどうかについて精査し、特に認められる事由がない場合は認めないこととされている。

当該補助金の場合、上述のとおり、平成16年からすでに19年が経過し、平成23年の見直しからも10年を経過している。また、交付対象はあいち豊田農業協同組合となっているが、最終交付先は作付けをしている農業経営体27団体であり、単純平均交付金額は234千円であった。ただし、この農業経営体の中には、ガイドラインに記載している10万円基準を下回り、少額補助金とされるのではないかとと思われるところが存在する。

「補助金等交付のガイドライン」に従い、補助金の見直しが求められる。

### （9）鳥獣害防止総合対策費負担金

#### ア. 予算未達による返還額について（意見）

豊田市農作物等鳥獣害対策連絡協議会に対する負担金についての当初予算額（概算払額）、決算額、返還額及び返済率の推移を確認したところ、令和4年度においては豊田市農作物等鳥獣害対策連絡協議会の鳥獣害防止施設の補修補強資材支援事業が行われなかったこと等の理由により、当初決定額26百万円の47.5%に当たる12百万円が返還され

ていた。当該負担金は、令和4年6月に概算払で交付され、令和5年3月返還であったため、結果として約9か月間、負担金の約半分の資金が眠ることとなった。

過年度においてもコロナによる事業縮小があったと推察されるものの、予算の大幅未達の状況が続いており、返還されている。予算の精度を高め、資金を眠らせることの無い様に取り組むべきと考える。また、このような状況が続くのであれば、概算払を確定払にすることや概算払を半年ごとにするなど、交付方法の変更も検討するべきと考える。

## (10) 家畜導入奨励費補助金

### ア. 補助金交付対象の拡大について（意見）

補助対象団体が限られており、2年連続で加茂和牛改良組合に対するもののみである。

もちろん、実際に補助金が交付されるのは組合に所属する畜産農家であるため、固定化しているわけではないが、畜産業自体が全国的に衰退しており、家畜更新がなければ、どんどん先細りになる現状を考えると、新しく家畜導入する畜産農家を支援する意義は大きいと思われるため、さらに補助金利用を促すような対策は必要と考える。

なお、当該補助金の規模は1,000千円と小さく、令和3年度、令和4年度とも、予算上限のため、打ち切りとなってしまい、補助金額が満額支給されない状況となった。市は、畜産業の維持及び発展のため、補助金額の拡大について検討すべきである。

## (11) 粗飼料価格高騰対策事業費補助金

### ア. 補助金交付申請書の記載について（指摘）

補助金交付申請書及びその添付資料を閲覧したところ、次のような記載が見られた。緊急対策であった事情はわかるものの、あとから交付申請書を見ると、不備と考えられる事項があるため、交付申請時の指導を強化する必要があると考える。

#### 1) 畜舎の所在地の記載がないもの

補助対象として市内に所在する畜舎であることが前提であり、交付申請書にも明確に記載欄があるため、申請者の住所と同じである場合であっても記載する必要があったと考える。

#### 2) 市税の完納証明書がないもの

市税の完納証明書が添付されていないものがあったため、市の担当者に確認したところ、申請直前に市内に引っ越しされてきた方であったため、市税の納税義務がない方であったとの回答であった。ただし、その旨を申請書等にわかるように付記しておくべきであったと考える。

#### 3) 市税の完納証明書が補助金申請書記載日より遅れているもの

市税の完納証明書の日付が補助金申請日より遅れているものが散見されたため、その理由を市担当者に確認したところ、早急に交付する必要があったことから、一律に受付し、不足書類の指示は正職員による審査の段階で一律に行ったため、申請

日より後の発行日の証明書が存在しているとのことであった。止むを得なかったとはいえ、交付要綱上は申請時に市税の完納証明書を添付して提出することとされているため、市は交付申請の書類提出漏れがないように事前に指導することが必要であったと考える。

#### 4) 頭数について修正があるもの

補助金交付申請書の頭数について訂正印なしに訂正が行われているものがあった。頭数は補助金額の算定根拠となるものであるため、本人の訂正であることがわかるように訂正印等の処置をすべきであったと考える。

### イ. 補助金交付要綱の記載について（意見）

補助金交付要綱の記載のうち、補助対象者の要件として畜産物の販売額が年間 50 万円以上あることとの記載があるが、この販売額が消費税込みの金額なのかどうかは判別できない。当該補助金は、令和 5 年度で終了になるが、補助金交付の要件として販売額、仕入額等の要件を定める場合、消費税抜き又は税込みのいずれであるのかを明確にしておくべきだったと考える。

## (12) 森林環境教育活動事業補助金

### ア. 補助金内容の見直しについて（意見）

当該補助金は従来、森林環境教育活動として委託事業を実施していたが、市民団体等のアイデアや資源を使って多様なプログラムを自主的に運営することを意図して令和 4 年度に創設したものである。

当年度は、1 団体と 1 個人の森林環境教育活動経費について補助金が交付されている。

その講座の内容は、森の中でタケノコ掘りをしたり、梅ジュースを作ったり、飯盒炊飯をしたりという食育体験講座と、森の中の昆虫観察、植物観察、森林観察等であり、主に小学生とその親を対象としているものである。1 講座当たりの定員も 10～20 名程度である。

当該補助金は、森林ボランティアの活動を活発化するための補助金であるが、現状、特定の団体にしか活用されていないことや教育効果が限定的になっているといった課題のほか、対象となる経費の内容が森林教育活動経費に該当するものか判断に迷うものがある。

森林ボランティアの活動を補助し、森林環境教育を活発にするという目的は妥当だが、現状では、教育効果や交付対象が限定的であるため、補助金自体の内容を見直す必要があると考える。

なお、市担当者に確認したところ、市も同様の認識であり、補助金についての運用管理を早急に見直す必要があるとの判断をされている。

### (13) 間伐促進事業補助金

#### ア. 補助金の交付申請時期と交付決定時期について（指摘）

当該補助金は第3次豊田市森づくり基本計画に基づき、計画期間内に12,000haの間伐事業を計画的かつ事業地の集団化により効率的に実施し、森林の公益的機能の増進と持続的な木材生産を図ることを目的として、間伐に要する経費の一定割合を補助するものである。間伐促進事業は、市森づくり構想及び基本計画において最重要に位置付けられている森林の持つ公益的機能（特に土砂災害防止機能と土壌保全機能）を直接的かつ効果的に発揮させる事業であり、確保できた事業量に対して、予算を優先して配分することとしている。このため、令和2年度は予算流用により対応したとのことである。

当該補助金の令和4年度の交付申請は令和5年3月24日に行われ、補助金等交付決定通知書は令和5年3月27日、実績報告書は令和5年3月28日、完了検査確認書は令和5年3月30日、補助金確定通知書は令和5年3月31日となっていた。

交付申請が年度末になっており、申請とほぼ同時に交付決定が行われている状況であった。市の担当者に確認したところ、間伐作業は年間を通じて行われており、時期も不定期であるほか、あらかじめ計画を立てることが困難であることから、事務の効率化の観点から、交付申請は年度の事業件数が確定した段階で行われているとのことであった。ただ、申請前から間伐が実施されていることから、申請前から補助金が交付されることを前提に作業は進められている状況である。

また、当該検査については令和5年2月20日、3月28日、3月29日及び3月30日に行われていることから、令和5年2月20日検査分については申請がない段階で事前の検査を実施している。「交付規則」第13条によると、検査は補助事業者等の報告に基づき実施されることから、申請の無い段階においては、実績報告も無いことになる。

間伐作業は天気にも左右され、計画が立てられないという事情は理解できるものの、「交付規則」に沿った対応は必要であることから、遅くとも交付申請及び実績報告を検査日より前に実施できるよう、見直しを図るべきである。

### (14) 間伐促進事業補助金（水道水源林）

#### ア. 補助金の交付申請時期と交付決定時期について（意見）

(13) 間伐促進事業補助金と同様、交付申請が令和5年3月24日、交付決定通知が令和5年3月27日、実績報告が令和5年3月28日、確定通知が令和5年3月31日となっていた。全ての補助金の手続が年度末付近であることから、少なくとも交付申請については、補助対象事業の実施時期に鑑みて、もう少し早くできるよう検討すべきと考える。

なお、当該補助金については、検査日は令和5年3月28日、29日及び30日であり、実績報告に基づき検査が行われていた。

## (15) 間伐材搬出路網開設事業補助金

### ア. 補助金の交付申請時期と交付決定時期について（意見）

この補助金についても、(13) 間伐促進事業補助金及び(14) 間伐促進事業補助金（水道水源林）と同様、交付申請は令和5年3月17日、実績報告は令和5年3月20日、確定通知は令和5年3月31日と年度末近くになっていた。

過去の状況及び工事を行う場合の見積りや契約等の状況から、早い段階で当初予算が不足することが想定できるため、年度末ではない早い時期に必要な額の見込みを立てることができたのではないかと考えられる。また、当該補助金が交付されないと交付者にとっては大きな影響が出るが見込まれることから、できるだけ早期に申請を出し、補助金交付が確実な状況にしてから事業を進めることが望ましい。交付申請時期と交付決定時期の早期化が望まれる。

## (16) 新規就業者育成推進事業補助金

### ア. 補助対象者について（意見）

当該補助金は、国の「緑の雇用事業」を実施する事業主体が実施する林業作業士研修の研修費用を助成するものと、豊田森林組合で新卒採用された職員が出向により、市が定める林業大学校等へ就学する経費を助成するものである。

新規就業者を育成していく対象は豊田森林組合に限られるものではなく、他の林業経営体でも同様であり、林業従事者の雇用を確保していくには相応の経費がかかることもまた同様である。当該補助金の交付対象は豊田森林組合となっているが、補助の目的を考えるならば、他の林業経営体や林業従事者にも交付対象を拡大していくことが望まれる。

### イ. 補助金の偏りについて（意見）

(13) 間伐促進事業補助金、(14) 間伐促進事業補助金（水道水源林）(15) 間伐材搬出路網開設事業補助金及び当該補助金のいずれも、補助金受領者は豊田森林組合であり、令和4年度の森林課が管理する100万円以上の補助金14件 総額285百万円のうち、実に78.9%に当たる227百万円が豊田森林組合に対するものである。

市に確認したところ、市内の林業従事者は217名、うち豊田森林組合の従事者が126名とのことであり、その割合は58%である。一方、補助金の占有率は78.9%ということであるから、豊田森林組合の利用が多くなっている。補助金は、特に公平性が重視され、特定の団体に偏らず、同様の活動を行っている場合は、公平に補助金を受ける機会を確保する必要がある。そのため、市においても、他の林業経営体に補助金制度を周知し、同様に補助金を受ける機会を確保するよう取り組まれることが望まれる。

## 10. 都市整備部

### (1) 燃料電池バス運行等負担金

#### ア. 燃料費の確認方法について（指摘）

「燃料電池バス運行等負担金に関する協定書」第3条及び第4条において、燃料電池バス（以下、「FCバス」という。）運行業者は、「FCバス」の実車キロ、水素充填量等を記録し、実績報告書として市に提出し、市は速やかに運行完了の確認を行うとともに、水素充填費は実績報告書に基づく数量で乗除し算出した金額を市に請求し、市はこれを確認後、負担金としてこの金額を支払うこととされている。

市に提出される「FCバス」の実車キロ及び水素充填量は、運行日ごとに記載されている。しかし、実際の日々の実車キロと充填量は、1日の単位で単純な比例関係にはなっておらず、この「FCバス」の実車キロ及び水素充填量の表のみをもって、水素充填費の基礎となる水素充填量の正確性や妥当性を確認することは難しいと考えられる。このため、水素充填量について、実地検査や充填時のデータ、伝票などの客観的なデータをもって確認及び検証することを検討すべきである。

#### イ. 運行等負担金に含まれる消費税等相当額の取扱いについて（指摘）

「燃料電池バス運行等負担金に関する協定書」第4条において、「FCバス」の運行に当たり市は、予算の範囲内で別表2に示す運行に要する費用を負担する、としている。この別表2では、負担する各種運行管理費の計に、この10%の車両管理及び諸経費（修繕等を除く。）を加えた小計について、消費税として10%（保険料は除く。）を加えた負担金合計を算出している。

このように、運行等負担金は消費税込みで算出されているのに対し、運行事業者が消費税等計算において仕入税額控除が生じている場合には、交付額が過大となっている可能性がある。そのため、当負担金に関して運行事業者に対して仕入税額控除が生じているかの確認が必要であるとともに、今後、協定書において当該事実の確認や、仕入税額控除が生じた場合の取扱いについて規定するよう、協定書の見直しを行う必要がある。

### (2) 上郷地域バス事業負担金

#### ア. 事業負担金に含まれる消費税等相当額の取扱いについて（指摘）

「上郷地域バス「チョイソコにこにこバス」事業負担金に関する協定書」第5条において、事業負担金は、各期の運行経費、運営費、変動経費及び臨時経費の合計から各期の協賛金等を差し引いて算出した額を各期の事業実績に応じた実績額として市は事業者を支払うものとしている。事業負担金における消費税の取扱いについては、協定書第11条に消費税率の変更時の取扱いが規定されているものの、事業者において仕入税額控除が生じた場合の取扱い等は規定されておらず、消費税として事業経費（税抜き）の10%を加算し、事業経費合計（税込み）が算出され、消費税も含まれた額が事業負担金の対

象となっている。

このように、事業負担金は消費税込みで算出されているのに対し、運行事業者が消費税等計算において仕入税額控除が生じている場合には、交付額が過大となっている可能性がある。そのため、当負担金に関して、運行事業者に対して仕入税額控除が生じているかの確認が必要であるとともに、今後、協定書において当該事実の確認や、仕入税額控除が生じた場合の取扱いについて規定するよう、協定書の見直しを行う必要がある。

#### イ. 支払状況明細書の訂正について（意見）

市作成の支払状況明細書を確認したところ、支出額が取消線で修正されていた。四半期ごとに収入額等が確定すると、当初明細書に記載していた額が変更となるため、修正後の額を手書きしたものである。支払における重要な書類であり、複数人が関与し、同一書類を複数回修正される場合、対応者や責任の所在が曖昧になるおそれがあることのほか、さらに支払における重要書類であることを踏まえると、修正を行う場合は、修正の理由と修正を行った者が分かるように証跡を残すべきである。

### 11. 教育部

#### (1) 奨学生交付金

##### ア. 奨学金の利用促進について（意見）

新型コロナウイルス感染症の影響で保護者の収入が減少し、家計状況が厳しくなっている家庭が見受けられたため、令和3年度から高校新規の定員を35人から70人に拡大した。しかし、高校生の拡大枠に対して申請件数の増加が見られないため、制度のさらなる周知が課題となっている。

高等学校における就学支援金や私立高等学校等授業料補助金があり、また大学等における日本学生支援機構からの類似する奨学金があることから、奨学金の意義も変容しつつあると考えられる。学校を通じた周知も進める一方、当該奨学金のあり方から再考することが望まれる。交付条件の見直しを通じて独自性のある内容とする等により、利用の促進を試みることも一案と考える。

#### (2) 学校給食協会運営費補助金

##### ア. 補助金申請額・決算額の所管課による確認について（指摘）

当該補助金は、人件費に対するものである。補助金の申請時や確定時の審査において所管課では、積算のワークシートを入手して各項目の積算上の整合性や計算式のチェックを実施しているとのことであった。しかし、例えば給与台帳との整合性の確認や、時間外勤務の時間数の根拠、等級表との整合性など、ワークシートの基礎入力項目の正確性は検証していない。また、確認者がチェックをする事項に特に定めはないとのことであった。令和4年度の補助金申請資料では、管理職手当のワークシート間の転記ミス

(誤 2,308,800 円、正 2,380,800 円、差額 72,000 円)があるまま申請が行われており、当該差額分だけ補助金申請額が過小となっていた。

確認事項の決定については、人件費算出から支払に至るまでの団体内部の統制状況を踏まえて、人件費計算の根拠資料との確認など重要な確認事項を見定めた上で、市として確認する事項を整理することが望まれる。また、確認方法が属人化しないよう、確認事項を手続書やチェックリストなどの方法により、文書化していくことが望まれる。

#### イ. 人件費補助金の申請根拠となる定員数について (意見)

補助金の交付申請時に、限定職員の欠員を見越して計画積算額から1期(4月～6月)分の8,464千円(うち、賃金は3,958千円)の減額調整を行っている。さらに、令和4年12月15日に「令和4年度事業計画変更承認申請書」を提出しており、申請額から15,361千円の減額となっている。これも、差額が生じているのは主に賃金(10,080千円の減額)である。また、確定金額も同様の理由により5,586千円減額されている。これは、年度を通して限定職員(調理を行うパートタイム職員)の実績時間数が計画時間数に達しない状況が継続しているためである。

長期間実績時間数が計画時間数に達しないまま減額となっているため、市と団体は、計画時間数を充足するための具体的対応策(賃金体系の改定等)や、作業実態に基づいた計画時間数の見直しの必要性の検討など、根本的な解決策について協議していくことが望まれる。